

主な意見と修正の方向性	改定素案	修正案
<p><主な意見(第2回)> ○ガイドラインの目的(誰のために、何のために策定するのか)を明記すべき。その意味で、表題も適切ではなく、例えば改定に係る経緯などは、巻頭言(はじめに)で記載してもよいと思う。</p> <p>↓</p> <p><修正の方向性> ▶表題を「ガイドラインの目的等」とし、策定目的等を明記する。なお、改定に係る経緯などは巻頭言として別に記載する。</p> <p><主な意見(第2回)> ○「(1)民営化の必要性」は、巻頭言(はじめに)の中で、ガイドラインの趣旨等と合わせて記載する方が分かりやすい。その上で、巻末に参考1・2を載せればよい。</p> <p>↓</p> <p><修正の方向性> ▶「民営化の必要性」は、巻頭言(はじめに)の中で簡潔に記載するとともに、必要な参考資料を巻末に記載して、その旨の注釈をつける。</p> <p><主な意見(第2回)> ○「基本的なスケジュール」の前に、今後の民営化対象園(園名や何故当該園が選定されたのか等)についての記載があるとよい。</p> <p>↓</p> <p><修正の方向性> ▶今後の民営化対象園に係る記載は、P3の表で示すのではなく、巻頭言(はじめに)の中で触れる。なお、これまでの民営化実績は巻末に参考資料として載せる。</p>	<p>1 改定の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区は、平成16年度に初めて区立高井戸保育園を民営化(公設民営(指定管理者)化)しました。そして、平成17年度に庁内検討組織である「行財政改革推進本部」(以下「行革本部」という。)のもとに設置した「保育のあり方検討部会」の報告に基づき、10園の民営化(6園を公設民営(指定管理者)化、4園を民設民営化)に取り組んできました。 ○その後、平成29年度に行革本部のもとに設置した「保育のあり方検討部会」の報告に基づき、令和2年度から6年度までの5年間で区立(公設公営)保育園6園を民営化(民設民営化)することとし、令和3年度までの取組を計画化したところです(本ガイドライン3ページ【区立保育園の民営化等の取組】参照)。 ○また、区は、平成28年度末にこれまで実施してきた民営化の各過程における一連の取組及び保護者や学識経験者からいただいた意見・助言を踏まえ、「区立保育園の運営を民間事業者に引き継ぐためのガイドライン」(以下「平成29年度ガイドライン」という。)を策定し、その後の民営化の取組に活かしてきました。 ○このたび、平成29年度ガイドラインに基づき実施してきた民営化の取組を評価・検証するとともに、新たに保護者や学識経験者からいただいた意見・助言を踏まえ、今後の民営化の取組を更に円滑かつ適切に推進するため、ガイドラインを改定することとしました。 <p>【ガイドライン改定の趣旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆これまでの民営化の各過程における一連の取組内容等を踏まえ、事業者の公募・選定、選定後の引継ぎ及び民営化後の区の支援等に至る一連の内容をまとめた基本方針であるガイドラインを改定することにより、今後の民営化の取組を円滑かつ適切に推進すること。 <p>【指定管理者制度を導入している区立保育園の私立保育園への転換】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆区は既に民営化を実施した区立(公設民営(指定管理者)保育園)について、私立(民設民営)保育園への転換を図っていく考えです。転換に当たっては、基本的に本ガイドラインに準拠し、実施していきます。 	<p>～はじめに～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区は、平成16年度に初めて区立保育園を民営化(高井戸保育園を指定管理者による公設民営化)して以降、「杉並区行財政改革推進本部」(以下「行革本部」という。)のもとに設置した「保育サービスのあり方検討部会」報告(平成17年度)に基づき、10園の民営化に取り組んできました。その後、平成29年度には、増加する保育関連経費の更なる抑制等を図るため、行革本部のもとに改めて「保育のあり方検討部会」を設置し、新たに令和2年度から6年度までの5年間で6園を民営化するとともに、指定管理者制度を導入している7園を私立保育園に転換する方針を定め、同方針に基づく取組を進めています(※1)。 ○こうした区立保育園の民営化を進めるに当たり、区はそれまで行ってきた民営化対象園の決定から事業者の公募・選定、選定後の引継ぎ及び民営化後の支援という一連の区の取組を「区立保育園の運営を民間事業者に引き継ぐためのガイドライン」(平成29年3月)にまとめ、活用してきたところです。そうした経過の中で、民営化する園の保護者をはじめ、関係者の方々から、区立保育園の民営化をより一層円滑かつ適切に進めるためには、ガイドラインを見直し、内容の充実を図るべきとのご意見をいただけてきました。 ○本ガイドラインは、それらのご意見を踏まえ、「区立保育園の運営を民間事業者に引き継ぐためのガイドライン改定検討懇談会」のご意見を4回にわたり聴取しつつ、改定したものです(※2)。 <p>今後区は、改定後の本ガイドラインに基づく取組を丁寧に実施することを通して、保護者の理解と協力を得ながら、区立保育園が培ってきた保育を継承・発展することができる、区立保育園の民営化を実施してまいります。</p> <p>※1: 民営化の必要性や民営化の取組経過等について、「本ガイドライン:14～16ページ『巻末資料』」に掲載しています。また、平成17年度の「保育サービスのあり方検討部会報告」・平成29年度の「保育のあり方検討部会報告」は、「杉並区公式ホームページ:『区政情報>子育て>保育>保育のあり方検討部会報告書』」に掲載しています。 (平成17年度の「保育サービスのあり方検討部会報告」については、現時点では未掲載ですが、掲載の手続きを進めています。)</p> <p>※2: 「区立保育園の運営を民間事業者に引き継ぐためのガイドライン改定検討懇談会」の資料は、「杉並区公式ホームページ:『区政情報>会議録・答申・報告書>子ども家庭部>区立保育園の運営を民間事業者に引き継ぐためのガイドライン改定検討懇談会』」に掲載しています。</p> <p>1 ガイドラインの目的等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本ガイドラインは、区立保育園を民営化するに当たり、保護者の不安や心配事を軽減・解消することに加え、区立保育園が培ってきた保育を継承・発展することができるよう、より良い運営事業者の参入を促すとともに、選定した運営事業者に対する着実な引継ぎと民営化後の区の支援を通して、円滑な民営化への移行を図ることを目的としています。 ○そのため、本ガイドラインは、民営化対象園の決定から運営事業者の公募・選定、選定後の引継ぎ及び民営化後の支援に至る一連の区の取組に対する基本的な指針としてまとめています。
<p><主な意見(第2回)> ○この部分は、「(2)民営化の基本姿勢」をメインに記載すべき。そのため、「(1)民営化の必要性」については、文章をよりコンパクトにまとめ、参考1・2のグラフ等は最新のデータに更新し、巻末に参考資料として記載し、その旨を付記すればよい。</p> <p>○「(2)民営化の基本姿勢」では、「杉並区立保育園保育実践方針」に基づく区立保育園の保育をしっかりと引き継ぐことを明記すべき。また、民営化後も区が責任を持って支援することがより明確に伝わるような記載内容にするとよい。</p> <p>○「(2)民営化の基本姿勢」に、職員が働き続けられる環境づくりに触れてはどうかとの意見もあったが、区がマネジメントできる内容ではないと思う。</p> <p>↓</p> <p><修正の方向性> ▶上記に伴い、この部分の表題を「民営化に当たっての基本姿勢」とし、「杉並区立保育園保育実践方針」に基づき、責任を持って区立保育園の保育を引き継ぐことなど、区の基本姿勢をより明確に示す。</p>	<p>2 民営化の必要性和基本姿勢</p> <p>(1) 民営化の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区は、保護者のニーズを踏まえて、認可保育所を核とした施設整備のほか、障害児保育など多様な保育の充実に継続的に取り組んでいます。 ○一方、区内の保育施設は認可外保育施設を含め200か所を超え、保育関連経費が急増している状況にあり、行財政改革の観点から保育水準の維持・向上を図りつつ行政コストを縮減していかなければなりません。 ○そのためには、一定数の区立保育園を計画的に民営化するなど、民間事業者の特長を活かした効率的・効果的な施設の整備・運営を図る必要があります。 <p>≪参考1≫保育関連経費の推移 (省略)</p> <p>≪参考2≫民営化による運営費比較 (省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまで区が実施してきた民営化の取組と、今後の実施予定は下表のとおりです。 <p>【区立保育園の民営化等の取組】 (省略)</p> <p>(2) 民営化の基本姿勢等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区は、区立保育園の民営化を進めるに当たり、次の基本姿勢に立ち、取り組んでいきます。 <p>【民営化の基本姿勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆子どもの最善の利益・福祉の増進を考慮しながら、区立保育園民営化の趣旨を理解し、子どもの活動が豊かに展開されるよう、継続的・安定的な保育園の運営ができる事業者の選定に努める。 ◆民営化に当たっては、運営事業者の公募・選定段階から、民営化対象園の保護者への事前の周知と丁寧な説明により、理解を得ながら進めていく。 ◆運営主体の変更によって子どもや保護者に不安や不利益を与えることのないよう、現行の運営等の水準を確保するために、事業者選定後の引継ぎの期間や民営化後においても、区として必要な支援(巡回訪問や保護者アンケート等)や条件整備を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ○民営化後の主な変更点等は、本ガイドライン16・17ページの「巻末資料」に記載しています。 	<p>2 民営化に当たっての基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区は、次の基本姿勢に立って、区立保育園の民営化に取り組んでいきます。 <p>【民営化に当たっての基本姿勢】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 区は、本ガイドラインに示した民営化の取組全般にわたり、民営化対象園の保護者に対して、適時適切な情報提供、及び意見の聴取を行い、理解と協力を得ていきます。 ② 区は、民営化後の運営事業者が、「杉並区立保育園保育実践方針」(※3)や対象園の保育目標・保育方針を尊重し、区立保育園が培ってきた保育を継承・発展することができるよう、公募・選定を行うとともに、選定後の引継ぎを着実に実施します。 ③ 区は、運営主体の変更によって子どもと保護者に不安や不利益を与えることなく、区立保育園の保育が継承・発展されるよう、民営化後も責任を持って継続した支援に取り組みます。 <p>※3: 「杉並区立保育園保育実践方針」は、杉並の保育が特に大切にしていることをまとめたものです。「杉並区公式ホームページ:『区政情報>子育て>保育>区立保育園保育実践方針』」に掲載しています。</p>

主な意見と修正の方向性	改定素案	修正案																																																																								
<p><主な意見(第2回)></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民営化前々年度の2月～3月の「移行計画作成」については、もう少し十分な期間があるとより良い移行につながるのではないか。 ○ 保護者の要望等を踏まえ、必要に応じて基本的なスケジュールに記載された以外にも保護者説明会を開催する旨を入れてはどうか。 ○ 「※1」の注釈には、区ホームページ等で公表することなども記載するとよい。 ○ 「基本的なスケジュール」の表は、「4 事業者の公募・選定」以降の取組を一覧にした目次の意味合いがあるため、詳細な記載のある該当ページを入れて、より見やすく工夫してはどうか。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p><修正の方向性></p> <p>▶ 「基本的なスケジュール」の概要の説明を記載するとともに、目次の意味合いを持つことを考慮して、詳細な記載のある該当ページを入れる。</p>	<p>3 基本的なスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区立保育園の民営化は、次のスケジュールを基本にしなが、取り組んでいきます。 <p>【基本的なスケジュール】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>取組内容等</th> <th>選定委員会の日程(予定)※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(1) 民営化対象園決定から運営事業者決定までの主な取組</td> </tr> <tr> <td>民営化対象園を公表する年度※1</td> <td>10月頃 民営化対象園の決定、公表</td> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">5月～10月 第1回～第3回 11月 第4回(書類審査) 11月 第5回(現地視察) 12月 第6回(ヒアリング)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">民営化前々年度</td> <td>4月 保護者説明会の実施(民営化)</td> </tr> <tr> <td>5月～6月 選定委員会の設置</td> </tr> <tr> <td>9月～10月 運営事業者募集</td> </tr> <tr> <td>11月～12月 運営事業者選定</td> </tr> <tr> <td>1月 運営事業者決定</td> </tr> <tr> <td>2月～3月 運営事業者による移行計画作成</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2) 運営事業者決定後から民営化開始までの主な取組</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">民営化前年度</td> <td>4月 保護者説明会の実施(事業者紹介、引継ぎ)</td> </tr> <tr> <td>4月～ 移行計画に基づく引継ぎ開始</td> </tr> <tr> <td>11月 保護者説明会の実施(合同保育)</td> </tr> <tr> <td>12月～3月 合同保育の実施</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(3) 民営化開始後の主な取組</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">民営化年度</td> <td>4月 運営主体を民間に移行</td> </tr> <tr> <td>4月～ 運営に対する助言、指導等の実施</td> </tr> <tr> <td>10月 民営化後アンケート実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 民営化対象園が決定次第、可能な限り早く対象園の保護者にお知らせします。また、保護者への説明に当たっては、不安や疑問を解消できるよう、本ガイドラインを活用して、スケジュール及び一連の取組内容等を丁寧に説明していきます。</p> <p>※2 選定委員会の進め方等の詳細については、本ガイドライン5ページに記載しています。</p>	時期	取組内容等	選定委員会の日程(予定)※2	(1) 民営化対象園決定から運営事業者決定までの主な取組			民営化対象園を公表する年度※1	10月頃 民営化対象園の決定、公表	5月～10月 第1回～第3回 11月 第4回(書類審査) 11月 第5回(現地視察) 12月 第6回(ヒアリング)	民営化前々年度	4月 保護者説明会の実施(民営化)	5月～6月 選定委員会の設置	9月～10月 運営事業者募集	11月～12月 運営事業者選定	1月 運営事業者決定	2月～3月 運営事業者による移行計画作成		(2) 運営事業者決定後から民営化開始までの主な取組			民営化前年度	4月 保護者説明会の実施(事業者紹介、引継ぎ)	4月～ 移行計画に基づく引継ぎ開始	11月 保護者説明会の実施(合同保育)	12月～3月 合同保育の実施	(3) 民営化開始後の主な取組			民営化年度	4月 運営主体を民間に移行	4月～ 運営に対する助言、指導等の実施	10月 民営化後アンケート実施	<p>3 基本的なスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区が行う民営化の取組は、次のとおり大きく3区分により進めることとなります。 (1) 民営化対象園の決定から運営事業者の公募・選定まで <ul style="list-style-type: none"> ・ 民営化の概ね2年半前までに、民営化対象園を保護者に周知します。 ・ 民営化の前々年度には、保護者を含む選定委員会を設置し、運営事業者を公募・選定します。 (2) 運営事業者の決定から民営化する前月まで <ul style="list-style-type: none"> ・ 民営化の前年度の4月には、引継ぎ計画を保護者に説明して意見を聴取します。 ・ 当該年度の4月から引継ぎを開始し、保護者に説明の上、12月から翌年3月までの4か月間に合同保育を実施します。 (3) 民営化後 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民営化した直後の2か月間は、区立保育園園長経験者による巡回訪問を重点的に行い、その後も概ね3か月に1回の巡回訪問により必要な指導・助言を実施するなど、区による継続的支援に取り組みます。 <p>○ 具体的な取組は、以下のスケジュールを基本として進めていきます。</p> <p>【基本的なスケジュール】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">(1) 民営化対象園の決定から運営事業者の公募・選定まで</th> </tr> <tr> <th>時期</th> <th>主な取組内容</th> <th>本ガイドライン該当ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民営化の概ね2年半前まで</td> <td>民営化対象園の決定、公表 民営化対象園の保護者へ周知</td> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">3ページ～8ページ 「4 運営事業者の公募・選定」</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">民営化前々年度</td> <td>4月 保護者説明会の実施(民営化の概要、保護者委員の選出依頼) ※4月以降も必要に応じて実施</td> </tr> <tr> <td>5月～6月 選定委員会の設置</td> </tr> <tr> <td>9月～10月 運営事業者募集</td> </tr> <tr> <td>11月～12月 運営事業者選定</td> </tr> <tr> <td>1月 運営事業者決定</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2) 運営事業者の決定から民営化する前月まで</td> </tr> <tr> <th>時期</th> <th>主な取組内容</th> <th>本ガイドライン該当ページ</th> </tr> <tr> <td>民営化前々年度</td> <td>2月～3月 運営事業者による引継ぎ計画作成</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">9ページ～11ページ 「5 運営事業者への引継ぎ」</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">民営化前年度</td> <td>4月 保護者説明会の実施(運営事業者の紹介、引継ぎ計画の説明)</td> </tr> <tr> <td>4月～ 引継ぎ計画に基づく引継ぎ開始</td> </tr> <tr> <td>11月 保護者説明会の実施(合同保育の説明)</td> </tr> <tr> <td>12月～3月 合同保育の実施</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(3) 民営化後</td> </tr> <tr> <th>時期</th> <th>主な取組内容</th> <th>本ガイドライン該当ページ</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">民営化年度</td> <td>4月 運営主体を民間に移行</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">12ページ～13ページ 「6 民営化後の区の支援等」</td> </tr> <tr> <td>4月～ 運営に対する巡回訪問、指導検査等の実施</td> </tr> <tr> <td>10月 民営化後アンケート実施</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 民営化対象園の決定から運営事業者の公募・選定まで			時期	主な取組内容	本ガイドライン該当ページ	民営化の概ね2年半前まで	民営化対象園の決定、公表 民営化対象園の保護者へ周知	3ページ～8ページ 「4 運営事業者の公募・選定」	民営化前々年度	4月 保護者説明会の実施(民営化の概要、保護者委員の選出依頼) ※4月以降も必要に応じて実施	5月～6月 選定委員会の設置	9月～10月 運営事業者募集	11月～12月 運営事業者選定	1月 運営事業者決定	(2) 運営事業者の決定から民営化する前月まで			時期	主な取組内容	本ガイドライン該当ページ	民営化前々年度	2月～3月 運営事業者による引継ぎ計画作成	9ページ～11ページ 「5 運営事業者への引継ぎ」	民営化前年度	4月 保護者説明会の実施(運営事業者の紹介、引継ぎ計画の説明)	4月～ 引継ぎ計画に基づく引継ぎ開始	11月 保護者説明会の実施(合同保育の説明)	12月～3月 合同保育の実施	(3) 民営化後			時期	主な取組内容	本ガイドライン該当ページ	民営化年度	4月 運営主体を民間に移行	12ページ～13ページ 「6 民営化後の区の支援等」	4月～ 運営に対する巡回訪問、指導検査等の実施	10月 民営化後アンケート実施
時期	取組内容等	選定委員会の日程(予定)※2																																																																								
(1) 民営化対象園決定から運営事業者決定までの主な取組																																																																										
民営化対象園を公表する年度※1	10月頃 民営化対象園の決定、公表	5月～10月 第1回～第3回 11月 第4回(書類審査) 11月 第5回(現地視察) 12月 第6回(ヒアリング)																																																																								
民営化前々年度	4月 保護者説明会の実施(民営化)																																																																									
	5月～6月 選定委員会の設置																																																																									
	9月～10月 運営事業者募集																																																																									
	11月～12月 運営事業者選定																																																																									
	1月 運営事業者決定																																																																									
2月～3月 運営事業者による移行計画作成																																																																										
(2) 運営事業者決定後から民営化開始までの主な取組																																																																										
民営化前年度	4月 保護者説明会の実施(事業者紹介、引継ぎ)																																																																									
	4月～ 移行計画に基づく引継ぎ開始																																																																									
	11月 保護者説明会の実施(合同保育)																																																																									
	12月～3月 合同保育の実施																																																																									
(3) 民営化開始後の主な取組																																																																										
民営化年度	4月 運営主体を民間に移行																																																																									
	4月～ 運営に対する助言、指導等の実施																																																																									
	10月 民営化後アンケート実施																																																																									
(1) 民営化対象園の決定から運営事業者の公募・選定まで																																																																										
時期	主な取組内容	本ガイドライン該当ページ																																																																								
民営化の概ね2年半前まで	民営化対象園の決定、公表 民営化対象園の保護者へ周知	3ページ～8ページ 「4 運営事業者の公募・選定」																																																																								
民営化前々年度	4月 保護者説明会の実施(民営化の概要、保護者委員の選出依頼) ※4月以降も必要に応じて実施																																																																									
	5月～6月 選定委員会の設置																																																																									
	9月～10月 運営事業者募集																																																																									
	11月～12月 運営事業者選定																																																																									
	1月 運営事業者決定																																																																									
(2) 運営事業者の決定から民営化する前月まで																																																																										
時期	主な取組内容		本ガイドライン該当ページ																																																																							
民営化前々年度	2月～3月 運営事業者による引継ぎ計画作成		9ページ～11ページ 「5 運営事業者への引継ぎ」																																																																							
民営化前年度	4月 保護者説明会の実施(運営事業者の紹介、引継ぎ計画の説明)																																																																									
	4月～ 引継ぎ計画に基づく引継ぎ開始																																																																									
	11月 保護者説明会の実施(合同保育の説明)																																																																									
	12月～3月 合同保育の実施																																																																									
(3) 民営化後																																																																										
時期	主な取組内容	本ガイドライン該当ページ																																																																								
民営化年度	4月 運営主体を民間に移行	12ページ～13ページ 「6 民営化後の区の支援等」																																																																								
	4月～ 運営に対する巡回訪問、指導検査等の実施																																																																									
	10月 民営化後アンケート実施																																																																									

主な意見と修正の方向性	改定素案	修正案																								
<p>(1)事業者の公募・選定方法 <主な意見(第2回)> ○冒頭に公募・選定に当たっての留意点や重視する点(区立保育園の保育を継承・発展させることができる事業者を選定するなど)を記載するとよい。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><修正の方向性> ▶冒頭に、事業者の公募・選定に当たって区が重視する点を記載する。</p> <p>(2)選定委員会の構成 <主な意見(第2回)> ○保護者委員の人数を増やしてはどうかとの意見もあるが、現在の人数が少ないとは思わない。むしろ、学識経験者や区立保育園の園長などの専門的知見のある委員が相当数いる必要がある。 ○これまでの選定委員会の実態に合わせて、「園長を含む区職員5名」をより具体的に記載(区立保育園園長○名、区立保育園保育士○名など)してはどうか。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><修正の方向性> ▶当該園の園長など、区職員の内訳をより具体的に記載する。</p> <p>(3)選定委員会の審査・選定スケジュール <主な意見(第2回)> (特になし)</p>	<p>4 事業者の公募・選定</p> <p>(1)事業者の公募・選定方法 ○杉並区立保育園の運営を担うに相応しい事業者を選定するため、「杉並区プロポーザル選定委員会条例(平成26年条例第4号)」(以下、「プロポーザル選定委員会条例」という。)に基づき選定委員会を設置します。 ○事業者の主体性や運営面での創意工夫の下、円滑な運営を実現するため、公募要項に必要な条件(運営に関する条件・職員に関する条件・土地等貸付に関する条件等)を盛り込みます。 ○公募要項は、区公式ホームページに掲載するほか、区内で認可保育所を運営する事業者に周知し、応募があった事業者に対して、審査・選定します。</p> <p>(2)選定委員会の構成 ○選定委員会の委員構成は、プロポーザル選定委員会条例に定める条件(委員は10人以内とし、半数以上を外部委員とする。)を踏まえ、保護者代表2名、学識経験者3名、園長を含む区職員5名の合計10名を基本とします。</p> <p>(3)選定委員会の審査・選定スケジュール ○選定委員会の審査等は、次のスケジュールを基本に進めます。なお、公募状況や審査の進捗によって、開催回数や時期を変更する場合があります。 ○選定委員会では、公募要項や審査方法(審査基準・審査項目)の内容についても審議します。 ○選定委員会の会議は、公平・公正な選定を行うため非公開で開催します。なお、会議記録も選定に与える影響を考慮し、運営事業者の決定及び公表までは、非公開とします。 ○選定委員会の進捗状況は、民営化対象園の全保護者等に、お知らせや園だより等を通じて、適宜情報共有を行っていきます。</p>	<p>4 運営事業者の公募・選定</p> <p>○民営化後の運営事業者には、区立保育園の保育を継承・発展させるとともに、子どもと保護者に信頼される保育園運営を行うことが求められます。 ○そのため、区は次の基本的な考え方により、運営事業者の公募・選定を進めていきます。</p> <p>【運営事業者の公募・選定の基本的な考え方】</p> <p>① 公募・選定に当たっては、主として、次の点を重視します。 ・区立保育園保育を継承・発展させることが可能な実績等を有する事業者であるか。 ・民営化後の園を安定的に運営できる経営状況等の事業者であるか。 ・子どもや保護者からの信頼を得るとともに、地域と連携した園運営を図ることが可能な事業者であるか。</p> <p>② 選定委員会の委員は、対象園の保護者のほか、保育の専門的な視点を有する学識経験者による構成とし、公正・公平な選定を実施します。</p> <p>③ 公募・選定の過程では、適宜、その進捗状況を対象園の保護者との情報共有を図りながら進めます。</p> <p>(1)運営事業者の公募・選定の概要 ○「杉並区プロポーザル選定委員会条例(平成26年条例第4号)」(以下、「プロポーザル選定委員会条例」という。)に基づき選定委員会を設置します。 ○選定委員会の委員構成は、プロポーザル選定委員会条例に定める条件(委員は10人以内とし、半数以上を外部委員とする。)を踏まえ、対象園保護者2名、学識経験者3名、対象園の園長を含む区職員5名(区立保育園園長2名、区立保育園保育士1名、子ども家庭部管理職2名)の合計10名を基本とします。 ○運営事業者の公募に当たっては、公募への参加資格、民営化対象園の概要(定員数・主な行事等)、必要な条件(運営に関する条件・職員に関する条件・土地等貸付に関する条件等)を盛り込んだ公募要項を作成し、選定委員会において審議・決定します。 ○公募要項は、区公式ホームページに掲載するほか、区内で認可保育所を運営する事業者に周知し、応募があった事業者に対して、選定委員会において審査(書類審査・現地視察・ヒアリング審査)を実施し、運営事業者を選定します。</p> <p>(2)選定委員会の審査・選定スケジュール ○選定委員会の審査等は、次のスケジュールを基本に進めます。なお、公募状況や審査の進捗によって、開催回数や時期を変更する場合があります。 ○選定委員会の会議は、公平・公正な選定を行うため非公開で開催します。なお、会議記録も選定に与える影響を考慮し、運営事業者の決定及び公表までは、非公開とします。 ○選定委員会の進捗状況は、民営化対象園の全保護者等に、お知らせや園だより等を通じて、適宜情報共有を行っていきます。</p>																								
<p>(4)事業者の参加資格 <主な意見(第2回)> ○公募要項に盛り込む参加資格の①にある運営実績を「6年以上」としてはどうかとの意見については、その妥当性があるのか、また、年数を長くすると、応募事業者数が絞られる面もあるのではないかと。 ○0～5歳児の保育を一通り経験するという意味での「6年以上」にすることは、その共感する部分もあるが、「3年以上」でも0～5歳児が在園する以上、保育経験はあるということになる。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><修正の方向性> ▶運営実績については、より多くの事業者から様々な企画提案を募った上で最も適切な事業者を選定する観点から、素案のとおりとする。</p>	<p>【選定委員会の進め方等】</p> <table border="1" data-bbox="388 1320 1186 1914"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>・委員委嘱、会長等選出(記名式、挙手など互選方法は選定委員会で決めます) ・委員会のスケジュール等確認 ・公募要項の審議</td> <td>会議時間は2時間程度を予定</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>・公募要項及び審査基準の審議</td> <td>会議時間は2時間程度を予定</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>・審査項目の審議</td> <td>会議時間は2時間程度を予定</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>・書類審査 ※事業者の財務状況の確認は、事前に実施する公認会計士の財務診断の結果を基に実施する。</td> <td>各委員が都合の良い時間に会場で審査</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>・第一次審査結果の確認(書類審査通過事業者の確認)</td> <td>事務局から各委員へ通知</td> </tr> <tr> <td>第5回</td> <td>・第二次審査(現地視察) ※第一次審査通過事業者が運営する保育園等を視察する。 ※平日に実施するため、各委員の都合に合わせて、複数回に分けて実施する場合がある。</td> <td>視察は各法人半日程度を予定</td> </tr> <tr> <td>第6回</td> <td>・第二次審査(ヒアリング) ・運営事業者候補者 選定</td> <td>会議時間は3時間程度を予定</td> </tr> </tbody> </table> <p>※保護者の希望に応じて、託児を実施します。</p> <p>(4)事業者の参加資格 ○公募要項に盛り込む参加資格は、上記に加え、次の項目を基本とし、選定委員会で審議・決定します。</p> <p>【公募要項に盛り込む参加資格】</p> <p>① 基準日現在、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に定める認可保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に定める認定こども園(「幼稚園型」及び「地方裁量型」は除く)(以下、「認可保育所等」という。)を運営している法人で、法人として当該認可保育所等の運営実績が3年以上あること。 ② 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当しないこと。 ③ 杉並区競争入札参加資格者指名停止に関する要綱(平成22年3月23日杉並第65476号)に定める指名停止要件に該当していないこと。 ④ 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年1月17日杉並第53890号)に定める除外措置要件に該当していないこと。 ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。 ⑥ 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。 ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。 ⑧ 児童福祉法第46条第1項又は同法第59条第1項に基づく報告徴収に虚偽報告等を行ったことがないこと。 ⑨ 児童福祉法第46条第4項又は同法第59条第5項に基づく事業停止等の命令を受けたことがないこと。 ⑩ 運営する施設について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第40条第1項に基づき確認を取り消されたこと又は確認の効力を停止されたことがないこと。 ⑪ 提案事業者全体の財務内容について、直近3会計期間連続して損失を計上していないこと。 ⑫ 提案事業者全体の財務内容について、直近2会計期間いずれの期間も債務超過となっていないこと。</p>	回数	内容	備考	第1回	・委員委嘱、会長等選出(記名式、挙手など互選方法は選定委員会で決めます) ・委員会のスケジュール等確認 ・公募要項の審議	会議時間は2時間程度を予定	第2回	・公募要項及び審査基準の審議	会議時間は2時間程度を予定	第3回	・審査項目の審議	会議時間は2時間程度を予定	第4回	・書類審査 ※事業者の財務状況の確認は、事前に実施する公認会計士の財務診断の結果を基に実施する。	各委員が都合の良い時間に会場で審査	—	・第一次審査結果の確認(書類審査通過事業者の確認)	事務局から各委員へ通知	第5回	・第二次審査(現地視察) ※第一次審査通過事業者が運営する保育園等を視察する。 ※平日に実施するため、各委員の都合に合わせて、複数回に分けて実施する場合がある。	視察は各法人半日程度を予定	第6回	・第二次審査(ヒアリング) ・運営事業者候補者 選定	会議時間は3時間程度を予定	<p>【選定委員会の進め方等】</p> <p style="text-align: center;">【変更なし】</p> <p>(3)事業者の参加資格 ○公募要項に盛り込む参加資格は、次の項目を基本とし、選定委員会で審議・決定します。</p> <p>【公募要項に盛り込む参加資格】</p> <p style="text-align: center;">【変更なし】</p>
回数	内容	備考																								
第1回	・委員委嘱、会長等選出(記名式、挙手など互選方法は選定委員会で決めます) ・委員会のスケジュール等確認 ・公募要項の審議	会議時間は2時間程度を予定																								
第2回	・公募要項及び審査基準の審議	会議時間は2時間程度を予定																								
第3回	・審査項目の審議	会議時間は2時間程度を予定																								
第4回	・書類審査 ※事業者の財務状況の確認は、事前に実施する公認会計士の財務診断の結果を基に実施する。	各委員が都合の良い時間に会場で審査																								
—	・第一次審査結果の確認(書類審査通過事業者の確認)	事務局から各委員へ通知																								
第5回	・第二次審査(現地視察) ※第一次審査通過事業者が運営する保育園等を視察する。 ※平日に実施するため、各委員の都合に合わせて、複数回に分けて実施する場合がある。	視察は各法人半日程度を予定																								
第6回	・第二次審査(ヒアリング) ・運営事業者候補者 選定	会議時間は3時間程度を予定																								

主な意見と修正の方向性	改定素案	修正案																																						
<p>(5) その他の応募条件 <主な意見(第2回)> ○基本とする内容としては、これまでの民営化に当たったの選定委員会の意見等を踏まえて修正された部分もあり、概ね適当ではないか。 ○「職員に関する条件」について、「原則として、施設長や職員は〇年間異動させないこと」を明記することは、個人の事情のほか組織管理上の事情もあり得るため、現実的ではない。 ○「施設及び設備に関する条件」について、「現在の当該園における受け入れ年齢を維持すること」を明記していないが、公募要項で現園の歳児構成(定員)を記載することで足りると理解した。 ○各条件の並び順については、より重要な項目から並べるなどの工夫があると応募事業者に伝わりやすいのではないかと↓</p> <p><修正の方向性> ▶「運営に関する条件」については、より重要な項目が上位になるように並び替える。</p>	<p>(5) その他の応募条件 ○事業者の参加資格のほか、公募要項に盛り込む条件は次の項目を基本とし、選定委員会で審議・決定します。</p> <p>【運営に関する条件】 ① 児童福祉法等関係法令を遵守し、かつ保育の自己評価や第三者評価、相談・苦情対応の仕組みを整備し、安定した質の高い保育を提供すること。 ② 杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例を遵守し、保護者に対して利用に関する説明を行い、質の高い保育を提供すること。 ③ 現在の保育目標・保育方針や「杉並区立保育園保育実践方針」を尊重すること。 ④ 自園内での調理を実施すること。また、業務上安全な給食提供への注意を払う体制をとること。 ⑤ 情報公開、個人情報保護、危機管理、給食、感染症等のマニュアルを作成すること。 ⑥ これまで対象園が行ってきた行事等は、その実施目的等を十分に理解し、基本的に民営化後も継承すること。</p> <p>【職員に関する条件】 ① 保育園には、施設長(園長)、保育士、調理員、事務員又は用務員、看護師又は保健師及び嘱託医を配置すること。 ② 施設長(園長)は、専任とし、保育士資格取得後、10年以上の保育実務経験(児童福祉法に規定する保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園並びに東京都認証保育所事業実施要綱に規定する東京都認証保育所における保育経験をいう。以下同じ。)を有するものを配置すること。 ③ 常勤保育士(※)の配置は、以下の配置基準を満たすとともに、より質の高い保育を提供できる体制づくりに努めること。また、施設長(園長)を除く常勤保育士の半数以上は、保育士資格取得後、5年以上の保育実務経験を有することとし、配置に当たっては年齢及び保育実務経験のバランスを考慮すること。 ※「保育所設置認可等事務取扱要綱」(都要綱)に基づき、常勤保育士は1日6時間以上、月20日以上勤務する者とする。</p> <table border="1" data-bbox="401 988 1173 1210"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配置基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>児童3人に対して職員1人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>児童5人に対して職員1人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>児童6人に対して職員1人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>児童20人に対して職員1人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4・5歳児</td> <td>児童30人に対して職員1人</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>保育標準時間認定児童が利用する施設に職員1人</td> <td>国の法令等の基準(以下、「国基準」という)※により義務付けられている配置基準</td> </tr> <tr> <td>利用定員90人以下の施設に職員1人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※「『特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成31年4月25日付府子本第439号31文科初第5号子発0425第1号)』別紙2:Ⅱ基本部分1.基本分単価」に定められている、その他(「標準時間対応保育士」「休憩保育士」)の配置基準参照</p> <p>④ 国基準に基づき、非常勤保育士を1人配置すること。なお、利用定員91人以上で、0歳児保育を実施している園の場合は、常勤保育士に置き換えること。 ⑤ 上記③④に定める保育士(常勤・非常勤)以外の配置については、当該園の現在の職員配置を考慮すること。</p> <p>⑥ 調理員は乳児及び幼児の集団給食の経験を1年以上有するものを3人(0歳児定員が6人以上の施設については4人)配置すること。 ⑦ 栄養士は乳児及び幼児の集団給食の経験を1年以上有するものを配置すること。 ⑧ 調理業務及び用務業務は、外部の事業者へ委託できることとする。 ⑨ 「杉並区障害児保育運営要綱」による「調整会議」で認定された児童を保育する場合は、障害児に対する配慮が必要な度合により、障害児保育の経験がある保育士を配置すること。 ⑩ 現在、当該園に勤務している非常勤職員の継続雇用にも配慮すること。</p> <p>【施設及び設備に関する条件】 ① 以下の法令等を遵守すること。 ・児童福祉法 ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) ・東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第43号)及び同施行規則(平成24年東京都規則第47号) ・保育所設置認可等事務取扱要綱 ・その他関係法令等 ② 自転車及びベビーカー等の置場を確保すること。 ③ 各歳児の保育室は以下の区面積基準を満たすとともに、より質の高い保育を提供できる環境づくりに努めること。</p> <table border="1" data-bbox="386 2113 1180 2249"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>区面積基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児室</td> <td>児童1人当たり5.00㎡</td> <td>都要綱基準3.30㎡</td> </tr> <tr> <td>1歳児室</td> <td>児童1人当たり3.30㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2歳児以上</td> <td>児童1人当たり1.98㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害児室</td> <td>児童1人当たり5.00㎡</td> <td>障害児室を設ける場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 各部屋の面積は、有効内法面積(内法面積から、戸棚、手洗い場等、保育に利用できない面積を除外した面積をいう。)で計算すること。 ⑤ 屋外遊戯場として必要な面積は、基本的に敷地内の地上部に設けること。 ⑥ 屋外遊戯場から直接使用できる幼児用トイレ及び手洗いを設置すること。 ※上記のうち、区有施設(現園舎等)を活用する場合(「区有建物活用型」)は①を条件とし、新たに施設を整備する場合(「区有地活用型」)は①～⑥を条件とする。</p> <p>【近隣住民への対応等に関する条件】 ① 保護者が安心して子どもを預けることができるよう、保護者への情報提供に努め、かつ、保護者の意見、要望を伺う機会を設けること。 ② 近隣住民への配慮に、最大限努めること。 ③ 施設の建設に際しては、「杉並区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に準拠し、敷地境界線から建築予定建築物の高さ2倍の範囲の近隣住民に対して、施設整備前に説明を行い、理解を得るよう努めること。 ④ 近隣住民からの建物設計に関する意見・要望について、可能な限り尊重すること。 ⑤ 区は、説明会等への出席や運営事業者への助言など、運営事業者とともに近隣住民の理解を得るよう努めること。 ※上記のうち、区有施設(現園舎等)を使用する場合(「区有建物活用型」)は①・②を条件とし、新たに施設を整備する場合(「区有地活用型」)は①～⑤を条件とする。</p>	区分	配置基準	備考	0歳児	児童3人に対して職員1人		1歳児	児童5人に対して職員1人		2歳児	児童6人に対して職員1人		3歳児	児童20人に対して職員1人		4・5歳児	児童30人に対して職員1人		その他	保育標準時間認定児童が利用する施設に職員1人	国の法令等の基準(以下、「国基準」という)※により義務付けられている配置基準	利用定員90人以下の施設に職員1人		区分	区面積基準	備考	0歳児室	児童1人当たり5.00㎡	都要綱基準3.30㎡	1歳児室	児童1人当たり3.30㎡		2歳児以上	児童1人当たり1.98㎡		障害児室	児童1人当たり5.00㎡	障害児室を設ける場合	<p>(4) その他の応募条件 ○事業者の参加資格のほか、公募要項に盛り込む条件は次の項目を基本とし、選定委員会で審議・決定します。</p> <p>【運営に関する条件】 ① 「杉並区立保育園保育実践方針」や対象園の保育目標・保育方針を尊重すること。 ② これまで対象園が行ってきた日々の保育や行事等は、その実施目的等を十分に理解し、基本的に民営化後も継承すること。 ③ 児童福祉法等関係法令を遵守し、かつ保育の自己評価や第三者評価、相談・苦情対応の仕組みを整備すること。 ④ 杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例を遵守し、保護者に対して利用に関する説明を行うこと。 ⑤ 自園内での調理を実施すること。また、業務上安全な給食提供への注意を払う体制をとること。 ⑥ 情報公開、個人情報保護、危機管理、給食、感染症等のマニュアルを作成すること。</p> <p>【職員に関する条件】 【変更なし】</p> <p>【施設及び設備に関する条件】 【変更なし】</p> <p>【近隣住民への対応等に関する条件】 【変更なし】</p>
区分	配置基準	備考																																						
0歳児	児童3人に対して職員1人																																							
1歳児	児童5人に対して職員1人																																							
2歳児	児童6人に対して職員1人																																							
3歳児	児童20人に対して職員1人																																							
4・5歳児	児童30人に対して職員1人																																							
その他	保育標準時間認定児童が利用する施設に職員1人	国の法令等の基準(以下、「国基準」という)※により義務付けられている配置基準																																						
	利用定員90人以下の施設に職員1人																																							
区分	区面積基準	備考																																						
0歳児室	児童1人当たり5.00㎡	都要綱基準3.30㎡																																						
1歳児室	児童1人当たり3.30㎡																																							
2歳児以上	児童1人当たり1.98㎡																																							
障害児室	児童1人当たり5.00㎡	障害児室を設ける場合																																						

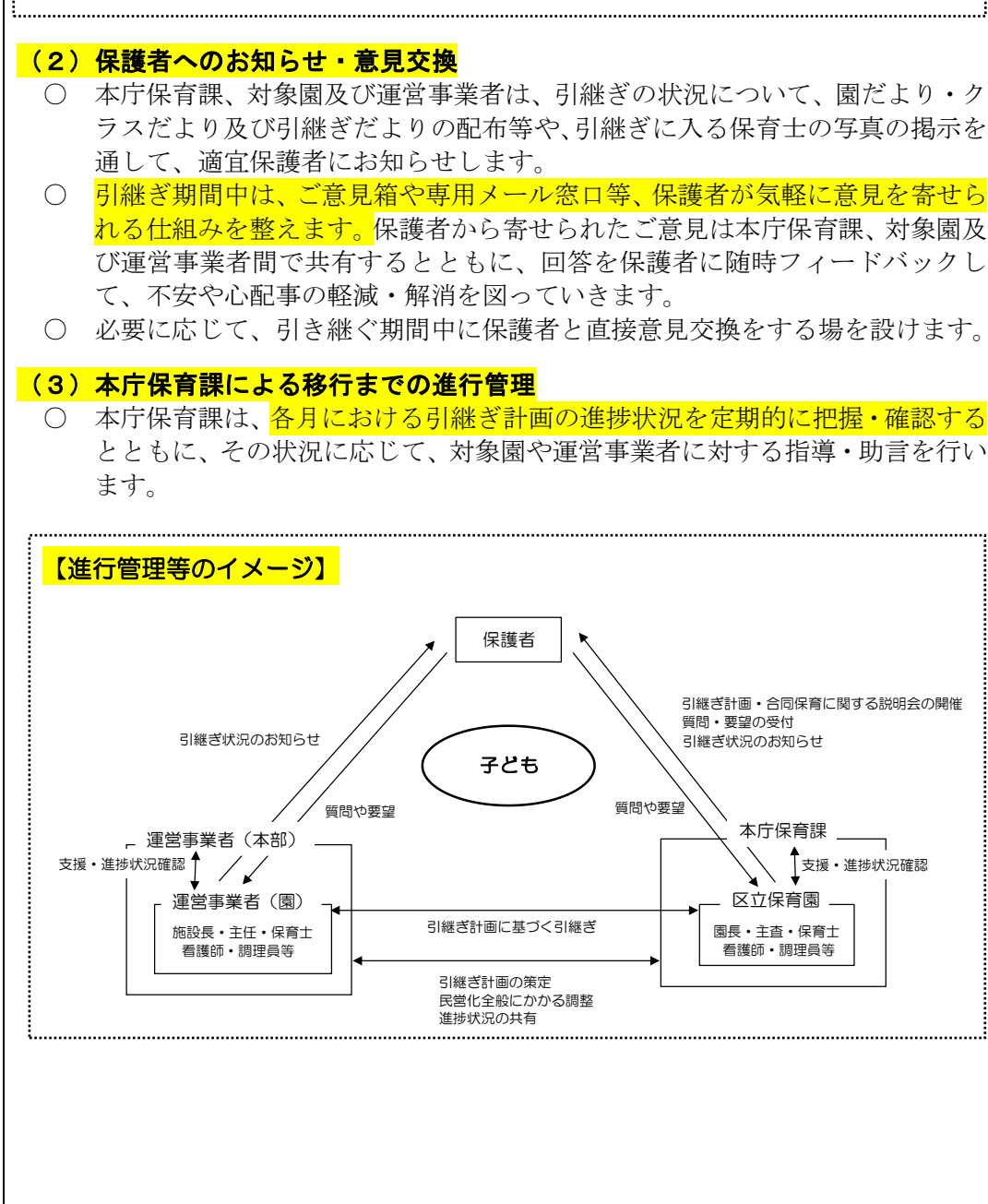
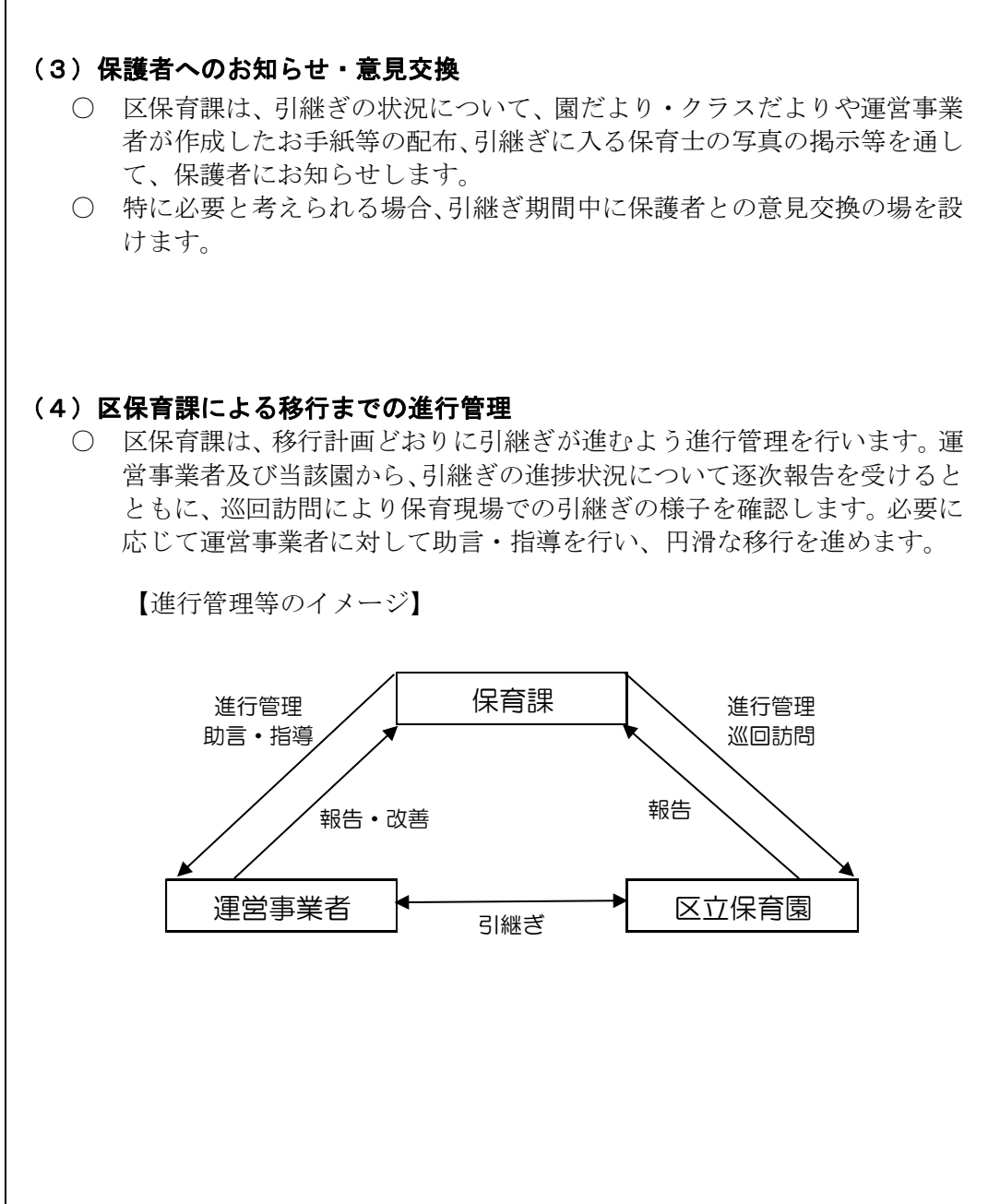
主な意見と修正の方向性	改定素案	修正案																																						
<p>(6) 審査手順 <主な意見(第2回)> ○評価の方法について、現在は「第2次審査の合計点が60%以上」でなくても、第1次審査点の合計点が高ければ、選定事業者となり得る方法となっているのは妥当か。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><修正の方向性> ▶ 評価の方法については、以下の全庁的な方針を踏まえ、素案のとおりとする。</p> <p>◀全庁的な方針「プロポーザル実施に伴う留意点について(平成30年4月19日付30杉並第4693号)」▶ ・「第一次審査配点合計の6割以上を取得したものを第一次審査通過者とし、配点の総合計の6割以上、かつ最上位だったものを候補者として」とを基本とし、選定委員会等で合議の上、最終決定することとする。</p> <p>～上記方針の背景にある考え方～ ・「第一次審査6割以上」という基準は、審査が効率的に行えるよう、複数事業者のうち一定の基準を満たした事業者のみが第二次審査に通過できるようにするために、設けているものである。 ・その上で、事業者を評価する上での「最低基準」として、「第一次審査及び第二次審査の点数の和が6割以上」という基準を設け、第一次・第二次審査で総合的に事業者を審査・決定することとしている。</p>	<p>【公募に当たり事業者に提出を求める主な書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画提案書(提案内容は下記参照) 法人に関する書類(登記簿謄本、組織図、年間事業計画書など) 保育所等の運営実績に関する書類(名称・規模・開設年月日・所在地など) 経営状況に関する書類(財産目録、貸借対照表、収支計算書など) 職員に関する書類(職員給料表、就業規則、施設長予定者の履歴書、職員(常勤保育士)の退職率(※)など) 保育所運営に関する書類(直近の決算に係る職員(常勤保育士)の人員費比率(※)、おたより、運営日誌、第三者評価結果など) <p>※退職率は法人全体、人員費比率は事業者が運営する1園(民営化対象園と同規模)とする。</p> <p><提案内容(企画提案書の主な内容)></p> <ol style="list-style-type: none"> 保育内容に関する提案(保育に関する理念や方針、保育計画や指導計画など) 給食に関する提案(食育、乳児期の給食、献立作成や食材の選定など) 安全・衛生・健康管理に関する提案(危機管理、感染症の予防など) 子育て支援等の対応に関する提案(保護者からの保育相談、地域の子育て支援など) 保育園運営に関する提案(職員配置に関する考え方(施設長、施設長を補佐する職員、常勤・非常勤保育士、調理員、栄養士、看護師、事務員等)、法人本部のバックアップ体制、個人情報保護及び情報公開など) その他(引継ぎについての考え方など) <p>(6) 審査手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ○プロポーザルに参加する事業者の審査基準(基本的な考え方・審査項目の構成及び配点・評価の方法)は、「民営化の基本姿勢」(本ガイドライン3ページ参照)を大切にしながら、選定委員会で審議・決定します。 ○審査項目の構成及び配点は、以下の項目を基本とし、選定委員会で審議の上、評価の視点(審査項目/評価項目)を定めます。 ○審査に当たっては、評価の視点(審査項目/評価項目)により、採点します。 <table border="1" data-bbox="388 964 1186 1365"> <thead> <tr> <th>審査項目/評価項目</th> <th>主な評価の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">書類審査</td> <td>事業者の適格性</td> <td>提案事業者の施設運営実績・財務状況は適切か。</td> </tr> <tr> <td>保育内容</td> <td>保育に関する考え方や方針、理念は適切か。</td> </tr> <tr> <td>給食</td> <td>給食に関する考え方や配慮は適切か。</td> </tr> <tr> <td>安全・衛生・健康管理</td> <td>危機管理、子どもの健康管理への取組は適切か。</td> </tr> <tr> <td>子育て支援</td> <td>子育て支援の取組は適切か。</td> </tr> <tr> <td>保育園運営</td> <td>職員の配置、確保、育成に関する取組は適切かつ十分か。 保護者との連絡・連携に関する取組は適切か。</td> </tr> <tr> <td>現地視察</td> <td>保育理念等が体现された保育が提供されているか。</td> </tr> <tr> <td>ヒアリング</td> <td>保育園運営に対する考え方、提案内容は妥当か。 (説明に説得力があるか、質問の受け答えが的確か)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○評価の方法は、以下の手順を基本とし、選定委員会で審議します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①第一次審査【書類審査】 <ul style="list-style-type: none"> 応募事業者から提出された書類について審査を行う。 各評価項目の各委員の点数の平均点(少数第2位を四捨五入)を第一次審査点とする。第一次審査の合計点が60%以上の事業者のうち、上位3事業者以内に第二次審査を実施する。 ②第二次審査【視察】【ヒアリング】 <ul style="list-style-type: none"> 第一次審査通過事業者に対して、現地視察及びヒアリングを行い審査する。 各評価項目の各委員の点数の平均点(少数第2位を四捨五入)を第二次審査点とする。 ③事業者選定 <ul style="list-style-type: none"> 第一次審査及び第二次審査の点数の和が全審査合計点の60%以上(選定基準)の事業者を選定事業者とする。 複数の事業者が選定基準を満たした場合は、点数の上位から順位をつけ、最上位の事業者を協議対象として選定する。 最上位の事業者との協議が不調となった場合は、次点の事業者と協議を行うものとする。 選定結果は、次の項目を区公式ホームページに掲載し、公表する。(件名・選定事業者・選定経過・選定委員会の委員名・選定理由・審査結果・応募事業者名(応募事業者が2事業者の場合は、非選定事業者の審査結果が特定されないよう、選定事業者名のみ公表する。)) 	審査項目/評価項目	主な評価の内容	書類審査	事業者の適格性	提案事業者の施設運営実績・財務状況は適切か。	保育内容	保育に関する考え方や方針、理念は適切か。	給食	給食に関する考え方や配慮は適切か。	安全・衛生・健康管理	危機管理、子どもの健康管理への取組は適切か。	子育て支援	子育て支援の取組は適切か。	保育園運営	職員の配置、確保、育成に関する取組は適切かつ十分か。 保護者との連絡・連携に関する取組は適切か。	現地視察	保育理念等が体现された保育が提供されているか。	ヒアリング	保育園運営に対する考え方、提案内容は妥当か。 (説明に説得力があるか、質問の受け答えが的確か)	<p>【公募に当たり事業者に提出を求める主な書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画提案書(提案内容は下記参照) 法人に関する書類(事業者の概要(事業者名や所在地など)、事業の沿革など) 保育所等の運営実績に関する書類(名称・規模・開設年月日・所在地など) 経営状況に関する書類(決算報告書、施設の収支計算書、事業者全体の収支予算書など) 職員に関する書類(就業規則、施設長予定者の履歴書、職員(常勤保育士)の退職率(※8)など) 保育所運営に関する書類(直近の決算に係る職員(常勤保育士)の人員費比率(※8)、おたより、運営日誌、第三者評価結果など) <p><提案内容(企画提案書の主な内容)></p> <p style="text-align: center;">【変更なし】</p> <p>(5) 審査手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ○選定委員会における審査は、あらかじめ選定委員会が審議・決定した審査基準(審査項目及び配点等)に基づいて実施します。 ○審査手順及び審査項目等は、以下を基本とします。 <p>【審査手順】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①第一次審査【書類審査】 <ul style="list-style-type: none"> 応募事業者から提出された書類について審査を行う。 各評価項目の各委員の点数の平均点(少数第2位を四捨五入)を第一次審査点とする。第一次審査の合計点が60%以上の事業者のうち、上位3事業者以内に第二次審査を実施する。 ②第二次審査【視察】【ヒアリング】 <ul style="list-style-type: none"> 第一次審査通過事業者に対して、現地視察及びヒアリングを行い審査する。 各評価項目の各委員の点数の平均点(少数第2位を四捨五入)を第二次審査点とする。 ③事業者選定 <ul style="list-style-type: none"> 第一次審査及び第二次審査の点数の和が全審査合計点の60%以上(選定基準)の事業者を選定事業者とする。 複数の事業者が選定基準を満たした場合は、点数の上位から順位をつけ、最上位の事業者を協議対象として選定する。 最上位の事業者との協議が不調となった場合は、次点の事業者と協議を行うものとする。 選定結果は、次の項目を区公式ホームページに掲載し、公表する。(件名・選定事業者・選定経過・選定委員会の委員名・選定理由・審査結果・応募事業者名(応募事業者が2事業者の場合は、非選定事業者の審査結果が特定されないよう、選定事業者名のみ公表する。)) <p>※9：退職率は法人全体、人員費比率は事業者が運営する1園(民営化対象園と同規模)とする。</p> <table border="1" data-bbox="1228 1617 2005 2018"> <thead> <tr> <th>審査項目/評価項目</th> <th>評価の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">書類審査</td> <td>事業者の適格性</td> <td>提案事業者の施設運営実績・財務状況は適切か。</td> </tr> <tr> <td>保育内容</td> <td>保育に関する考え方や方針、理念は適切か。</td> </tr> <tr> <td>給食</td> <td>給食に関する考え方や配慮は適切か。</td> </tr> <tr> <td>安全・衛生・健康管理</td> <td>危機管理、子どもの健康管理への取組は適切か。</td> </tr> <tr> <td>子育て支援</td> <td>地域における子育て支援の取組は適切か。</td> </tr> <tr> <td>保育園運営</td> <td>職員の配置、確保、育成に関する取組は適切かつ十分か。 保護者との連絡・連携に関する取組は適切か。</td> </tr> <tr> <td>現地視察</td> <td>保育理念等が体现された保育が提供されているか。</td> </tr> <tr> <td>ヒアリング</td> <td>保育園運営に対する考え方、提案内容は妥当か。</td> </tr> </tbody> </table>	審査項目/評価項目	評価の内容	書類審査	事業者の適格性	提案事業者の施設運営実績・財務状況は適切か。	保育内容	保育に関する考え方や方針、理念は適切か。	給食	給食に関する考え方や配慮は適切か。	安全・衛生・健康管理	危機管理、子どもの健康管理への取組は適切か。	子育て支援	地域における子育て支援の取組は適切か。	保育園運営	職員の配置、確保、育成に関する取組は適切かつ十分か。 保護者との連絡・連携に関する取組は適切か。	現地視察	保育理念等が体现された保育が提供されているか。	ヒアリング	保育園運営に対する考え方、提案内容は妥当か。
審査項目/評価項目	主な評価の内容																																							
書類審査	事業者の適格性	提案事業者の施設運営実績・財務状況は適切か。																																						
	保育内容	保育に関する考え方や方針、理念は適切か。																																						
	給食	給食に関する考え方や配慮は適切か。																																						
	安全・衛生・健康管理	危機管理、子どもの健康管理への取組は適切か。																																						
	子育て支援	子育て支援の取組は適切か。																																						
保育園運営	職員の配置、確保、育成に関する取組は適切かつ十分か。 保護者との連絡・連携に関する取組は適切か。																																							
現地視察	保育理念等が体现された保育が提供されているか。																																							
ヒアリング	保育園運営に対する考え方、提案内容は妥当か。 (説明に説得力があるか、質問の受け答えが的確か)																																							
審査項目/評価項目	評価の内容																																							
書類審査	事業者の適格性	提案事業者の施設運営実績・財務状況は適切か。																																						
	保育内容	保育に関する考え方や方針、理念は適切か。																																						
	給食	給食に関する考え方や配慮は適切か。																																						
	安全・衛生・健康管理	危機管理、子どもの健康管理への取組は適切か。																																						
	子育て支援	地域における子育て支援の取組は適切か。																																						
保育園運営	職員の配置、確保、育成に関する取組は適切かつ十分か。 保護者との連絡・連携に関する取組は適切か。																																							
現地視察	保育理念等が体现された保育が提供されているか。																																							
ヒアリング	保育園運営に対する考え方、提案内容は妥当か。																																							

主な意見と修正の方向性	改定素案	修正案																																																				
<p>(1) 基本方針 <主な意見(第3回)> ○基本方針の部分に、引継ぎの目的や重要性等について、区の基本的なスタンスを記載することで、記載内容がより全体的につながって、分かりやすくなると思う。 ○「引継ぎにおける区の責務と対応」という項目(引継ぎ計画の作成と保護者への説明、計画の進行管理などを記載)を追加することも検討してもらいたい。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><修正の方向性(案)> ▶基本方針の前に、引継ぎの目的等に関する記述を追記する。 ▶基本方針について、区の責務及び対応の考え方がより伝わるように、内容を修正する。</p> <p>(2) 引継ぎスケジュール <主な意見(第3回)> ○引継ぎ計画を作成するに当たって区保育課が示す基本的な内容(項目や引継ぎ時期等)が記載されているとよい。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><修正の方向性(案)> ▶引継ぎ計画に基づく引継ぎの概要(主な引継ぎ項目と実施時期等)を記載する。</p>	<p>5 運営事業者への引継ぎ</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>○事業者への引継ぎは、次の基本方針に沿って、民営化実施前の1年間をかけて丁寧に行っていきます。</p> <p>【引継ぎの基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対象の区立保育園の保育理念や保育内容を継承することを前提として引継ぎを行う。 ② 児童の情緒安定を第一に考え、環境の変化に配慮しながら引継ぎを行う。 ③ 児童一人ひとりの育ちや個性を理解するよう努めながら引継ぎを行う。 ④ 保護者の思いを受け止め、信頼関係を築きながら引継ぎを行う。 <p>(2) 引継ぎスケジュール</p> <p>○引継ぎの具体的なスケジュールは以下を基本として、区保育課、当該園、事業者が協議の上決定していきます。</p> <p>【民営化前々年度】</p> <p>① 移行計画の策定 運営事業者は、区保育課、当該園とともに、保育の意図や保育士の関わり方等について、1年を通して何を・誰が・いつ・どのように引き継いでいくかを明確にし、共有するために移行計画(引継ぎの目的、概要、方法、各月引継ぎ計画、体制等)を策定します。</p> <p><Point> ・当該園の保育の意図を十分に理解し継承していけるよう、保育内容に合わせて保育士の関わり方を移行計画として定め、引継ぎを円滑に行い、子どもへの影響を最小限に抑えます。</p> <p>【民営化前年度】</p> <p>② 保護者説明会の実施 区保育課は、保護者へ選定された運営事業者を紹介するとともに、策定した移行計画に基づきどのように引継ぎを実施していくかについて、説明会を開催し、お伝えします。保護者からいただいた意見・要望のうち、可能なものは移行計画に反映していきます。</p> <p><Point> ・保護者の不安や疑問を解消し、円滑な引継ぎを実施できるよう運営事業者とともに丁寧に説明します。</p> <p>③ 引継ぎの実施 4月から当該園で引継ぎを開始し、「園目標」や「杉並区立保育園保育実践方針」への理解を深めていきます。また、園運営、保育環境、保育の思いや大事にしている事など、園の全体像の把握を進め、日々の保育の「見学」から「観察」そして「参加」へと段階的に関わりを深めていきます。12月からは、それぞれの立場の保育士等職員が当該園において、合同保育(※)を行います。 ※合同保育：区と運営事業者の保育士等職員がそれぞれ当該園の各クラス等に入り、保育観察、保育参加を通じた引継ぎを行うこと。</p> <p><Point> ・「園目標」と「杉並区立保育園保育実践方針」を理解し、保育の全体像を捉えた引継ぎを行います。 ・保育士等職員の入れ替わり等による保育環境の変化が子どもに及ぼす影響を最小限に留め、子どもと保育士の信頼関係づくりを大切にします。</p> <p>【園長予定者・主任予定者】</p> <p><Point> ・保育の流れやクラスの取組経過、目的の理解を深めてもらいます。 ・また日々の保育実践を通して、当該園が保育で大事にしていることや伝えたいことを学んでもらいます。 ・一連の引継ぎ過程を通じて、子ども達の成長を把握し、切れ目のない関わりが出来るよう、引継ぎを行います。</p> <p><主な引継ぎ内容> ○4月～ ・年間の引継ぎを通じて、園目標・杉並区立保育園保育実践方針を理解する。 ・年間行事の見学を行い、その目的や実施方法を引き継ぐ。 ・行事等の見学を通じた保育観察を行い、子どもの様子を把握する。 ・地域環境に関して、地域機関との交流や散歩コース等を引き継ぐ。 ・危機管理に関して、災害・事件・事故等が発生した際の対応に関することを引き継ぐ。 ・合同保育実施時に各クラスに入る保育士と事前に打合せをし、合同保育の開始に備える。 ○12月～3月 ・保育に関する引継ぎとして、全クラスの保育観察・参加を行い、園運営の状況や一日の保育の流れを把握する。また、子どもや保護者の動向把握に努める。 ・事務の引継ぎとして、園運営上の事務のほか、関係機関との連携、衛生管理等に関することを引き継ぐ。 ・園舎等の環境に関して、保育室の環境や園舎の維持管理に関することを引き継ぐ。 ・新入園児を対象にした健康診断、面接等、新入園児受入に向けた準備を引き継ぐ。 ・その他保育体制に関する引継ぎ、新年度に向けた準備及び在園児への連絡に関する引継ぎを行う。</p> <p>【保育士】</p> <p><Point> ・日々の保育実践を行っていく保育士は、子ども達の成長・発達を捉えて、子ども達と関わっていきます。 ・区立保育園の保育を継承していくために、子ども一人ひとりの理解を深め、クラス運営をしていくために保育を学んでもらいます。</p> <p><主な引継ぎ内容> ○12月～3月 ・合同保育開始当初は全クラスの保育観察を通じて子どもやクラスの様子、一日の保育の流れを把握する。また、子どもや保護者の氏名を覚え、信頼関係の基礎を作っていく。 ・段階的に各クラスの保育に参加し、子ども一人ひとりの育ち等を理解する。保育参加に当たっては子どもの年齢・様子等に配慮した計画を立てる。 ・3月は運営事業者の保育士を増員し、引継ぎを行う。4月からの保育が安心して継続されるよう、区立保育園の保育士との最終確認を丁寧に行う。</p>	<p>5 運営事業者への引継ぎ</p> <p>○運営事業者への引継ぎでは、当該事業者の職員が保育現場に入ることに伴う子どもへの影響を考慮するとともに、区立保育園における保育の実践内容や一人ひとりの子どもの育ちや個性を確実に引き継ぐ必要があります。</p> <p>○そのため、区は次の基本的な考え方により、運営事業者への引継ぎを実施していきます。</p> <p>【引継ぎの基本的な考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 引継ぎに伴う子どもへの影響に配慮するため、段階的かつ丁寧に引継ぎを進めます。 ② 対象園は、運営事業者の職員に対し、児童一人ひとりの育ちや個性等への理解とともに、園における保育の実践内容や諸行事などの運営全般にわたり、必要な引継ぎを実施します。また、本庁保育課は、引継ぎの実施状況を定期的に確認し、必要な支援・助言等を行っていきます。 ③ こうした引継ぎの状況は、適宜、対象園の保護者との情報共有を図り、その過程で寄せられた意見等の反映を図りながら、引継ぎを進めていきます。 <p>(1) 引継ぎ方法の概要</p> <p>① 引継ぎ計画の策定 ○本庁保育課、対象園及び運営事業者は、保育の意図や保育士の関わり方等について、1年を通して「何を・誰が・いつ・どのように」引き継いでいくかを明確にし、共有するために引継ぎ計画を策定します。</p> <p>② 引継ぎの概要の説明 ○本庁保育課は、保護者へ選定された運営事業者を紹介するとともに、策定した引継ぎ計画に基づきどのように引継ぎを実施していくかについて、説明会を開催し、お伝えします。保護者から寄せられたご意見・要望は、可能な限り引継ぎ計画に反映していきます。</p> <p>③ 引継ぎの実施 ○4月から対象園で引継ぎを開始し、「園目標」や「杉並区立保育園保育実践方針」への理解を深めていきます。また、園運営、保育環境、保育の思いや大事にしている事など、園の全体像の把握を進め、日々の保育の「見学」から「観察」そして「参加」へと段階的に関わりを深めていきます。運営事業者と対象園の保育士等が各クラスに入る合同保育は、11月に保護者説明を行った上で、12月から開始します。配置する保育士等は、子どもの保育環境の変化に配慮しながら、園の状況に応じて、徐々に人数を増やしていきます。 ○引継ぎの概要(実施時期、主な引継ぎ内容等)は以下のとおりです。</p> <p>【引継ぎの概要(実施時期、主な引継ぎ内容等)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">民営化前々年度2～3月</th> </tr> <tr> <th>時期</th> <th>配置職員</th> <th>主な引継ぎ内容等</th> <th>主な行事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2・3月</td> <td>本庁保育課 対象園 運営事業者</td> <td>・杉並区立保育園保育実践方針、園の保育目標・保育方針の理解(杉並区の保育について) ・引継ぎ計画の策定</td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="4">民営化前年度4月～11月までの引継ぎ</th> </tr> <tr> <th>時期</th> <th>配置職員</th> <th>主な引継ぎ内容等</th> <th>主な行事</th> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>施設長予定者 主任予定者</td> <td>・杉並区立保育園保育実践方針、園の保育目標・保育方針について ・引継ぎ計画について</td> <td>★保護者説明会(区主催)</td> </tr> <tr> <td>5・6月</td> <td>〃</td> <td>・月の行事保育観察について ・各健診について</td> <td>保護者会 春季健診</td> </tr> <tr> <td>7～9月</td> <td>〃</td> <td>・夏季保育について(前年度までの資料を参考に室内環境、夏季の体調把握等) ・伝承行事について</td> <td>七夕 夏祭り プール</td> </tr> <tr> <td>10～11月</td> <td>〃</td> <td>・行事について(目的、取組内容、事前準備等) ・嘱託医について ・12月からの実務的な引継ぎ(合同保育)について</td> <td>運動会 園外保育 芋ほり ★保護者説明会(区主催)</td> </tr> </tbody> </table> <p>合同保育期間(保育実務の引継ぎ・4か月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>配置職員</th> <th>主な引継ぎ内容等</th> <th>行事関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12月</td> <td>施設長予定者 主任予定者</td> <td>【保育観察】 ・保育について(1日の流れ、散歩コース等) ・避難訓練について(避難経路、避難場所、不審者対応訓練等) 【事務引継ぎ(園運営に関する事)】 ・園運営について(保育園のしおり、各種マニュアル、関係機関との引継、危機管理対応、衛生管理等)</td> <td>おたのしみ会</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>施設長予定者 主任予定者 保育士</td> <td>【各クラス保育観察】 ・子どもの姿やクラスの様子を観察 ・保育について(保育日誌、連絡帳、個別指導計画、指導計画等、障害児関、各種マニュアル等) ・健康に関する事について(アレルギー、基礎疾患等) 【保育園運営】 ・新入園児受け入れについて(手順、書類、環境、新入園児健康診断、面接、嘱託医、個人情報の取り扱い等) ・環境整備について(園舎内外の清掃整備、ごみ、洗濯、片付け等) ・保護者会、個人面談について(目的、実施内容、保護者周知時期、欠席者へのフォロー等) ・地域環境、地域関係機関との連携について(近隣・関係機関・医療機関等)</td> <td>新年子ども会 保護者会</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>施設長予定者 主任予定者 保育士</td> <td>【各クラスの保育参加】 ・子どもへの理解を深めるとともに、保護者との関係を築く ・クラス打ち合わせ、会議への参加 ・各種配布物の確認 ・土曜保育、朝・夕・延長保育の参加(保育、保護者との連絡方法、緊急時の対応、危機管理、仕事分担等) ・地域交流について(園庭開放、保育園見学等) ・研修について(保育課実務研修への参加方法、園内研修の実施、記録、報告等)</td> <td>節分 新入園児面接・健康診断</td> </tr> </tbody> </table>	民営化前々年度2～3月				時期	配置職員	主な引継ぎ内容等	主な行事	2・3月	本庁保育課 対象園 運営事業者	・杉並区立保育園保育実践方針、園の保育目標・保育方針の理解(杉並区の保育について) ・引継ぎ計画の策定		民営化前年度4月～11月までの引継ぎ				時期	配置職員	主な引継ぎ内容等	主な行事	4月	施設長予定者 主任予定者	・杉並区立保育園保育実践方針、園の保育目標・保育方針について ・引継ぎ計画について	★保護者説明会(区主催)	5・6月	〃	・月の行事保育観察について ・各健診について	保護者会 春季健診	7～9月	〃	・夏季保育について(前年度までの資料を参考に室内環境、夏季の体調把握等) ・伝承行事について	七夕 夏祭り プール	10～11月	〃	・行事について(目的、取組内容、事前準備等) ・嘱託医について ・12月からの実務的な引継ぎ(合同保育)について	運動会 園外保育 芋ほり ★保護者説明会(区主催)	時期	配置職員	主な引継ぎ内容等	行事関係	12月	施設長予定者 主任予定者	【保育観察】 ・保育について(1日の流れ、散歩コース等) ・避難訓練について(避難経路、避難場所、不審者対応訓練等) 【事務引継ぎ(園運営に関する事)】 ・園運営について(保育園のしおり、各種マニュアル、関係機関との引継、危機管理対応、衛生管理等)	おたのしみ会	1月	施設長予定者 主任予定者 保育士	【各クラス保育観察】 ・子どもの姿やクラスの様子を観察 ・保育について(保育日誌、連絡帳、個別指導計画、指導計画等、障害児関、各種マニュアル等) ・健康に関する事について(アレルギー、基礎疾患等) 【保育園運営】 ・新入園児受け入れについて(手順、書類、環境、新入園児健康診断、面接、嘱託医、個人情報の取り扱い等) ・環境整備について(園舎内外の清掃整備、ごみ、洗濯、片付け等) ・保護者会、個人面談について(目的、実施内容、保護者周知時期、欠席者へのフォロー等) ・地域環境、地域関係機関との連携について(近隣・関係機関・医療機関等)	新年子ども会 保護者会	2月	施設長予定者 主任予定者 保育士	【各クラスの保育参加】 ・子どもへの理解を深めるとともに、保護者との関係を築く ・クラス打ち合わせ、会議への参加 ・各種配布物の確認 ・土曜保育、朝・夕・延長保育の参加(保育、保護者との連絡方法、緊急時の対応、危機管理、仕事分担等) ・地域交流について(園庭開放、保育園見学等) ・研修について(保育課実務研修への参加方法、園内研修の実施、記録、報告等)	節分 新入園児面接・健康診断
民営化前々年度2～3月																																																						
時期	配置職員	主な引継ぎ内容等	主な行事																																																			
2・3月	本庁保育課 対象園 運営事業者	・杉並区立保育園保育実践方針、園の保育目標・保育方針の理解(杉並区の保育について) ・引継ぎ計画の策定																																																				
民営化前年度4月～11月までの引継ぎ																																																						
時期	配置職員	主な引継ぎ内容等	主な行事																																																			
4月	施設長予定者 主任予定者	・杉並区立保育園保育実践方針、園の保育目標・保育方針について ・引継ぎ計画について	★保護者説明会(区主催)																																																			
5・6月	〃	・月の行事保育観察について ・各健診について	保護者会 春季健診																																																			
7～9月	〃	・夏季保育について(前年度までの資料を参考に室内環境、夏季の体調把握等) ・伝承行事について	七夕 夏祭り プール																																																			
10～11月	〃	・行事について(目的、取組内容、事前準備等) ・嘱託医について ・12月からの実務的な引継ぎ(合同保育)について	運動会 園外保育 芋ほり ★保護者説明会(区主催)																																																			
時期	配置職員	主な引継ぎ内容等	行事関係																																																			
12月	施設長予定者 主任予定者	【保育観察】 ・保育について(1日の流れ、散歩コース等) ・避難訓練について(避難経路、避難場所、不審者対応訓練等) 【事務引継ぎ(園運営に関する事)】 ・園運営について(保育園のしおり、各種マニュアル、関係機関との引継、危機管理対応、衛生管理等)	おたのしみ会																																																			
1月	施設長予定者 主任予定者 保育士	【各クラス保育観察】 ・子どもの姿やクラスの様子を観察 ・保育について(保育日誌、連絡帳、個別指導計画、指導計画等、障害児関、各種マニュアル等) ・健康に関する事について(アレルギー、基礎疾患等) 【保育園運営】 ・新入園児受け入れについて(手順、書類、環境、新入園児健康診断、面接、嘱託医、個人情報の取り扱い等) ・環境整備について(園舎内外の清掃整備、ごみ、洗濯、片付け等) ・保護者会、個人面談について(目的、実施内容、保護者周知時期、欠席者へのフォロー等) ・地域環境、地域関係機関との連携について(近隣・関係機関・医療機関等)	新年子ども会 保護者会																																																			
2月	施設長予定者 主任予定者 保育士	【各クラスの保育参加】 ・子どもへの理解を深めるとともに、保護者との関係を築く ・クラス打ち合わせ、会議への参加 ・各種配布物の確認 ・土曜保育、朝・夕・延長保育の参加(保育、保護者との連絡方法、緊急時の対応、危機管理、仕事分担等) ・地域交流について(園庭開放、保育園見学等) ・研修について(保育課実務研修への参加方法、園内研修の実施、記録、報告等)	節分 新入園児面接・健康診断																																																			

主な意見と修正の方向性	改定素案	修正案															
<p>(3) 保護者へのお知らせ・意見交換 <主な意見(第3回)> ○引継ぎ計画を作成した時点で、保護者への説明・意見交換が必要である。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><修正の方向性(案)> ▶ 引継ぎ計画に対する保護者説明・意見交換について、保護者が引継ぎに対する区への意見をいつでも気軽に寄せられるよう案内する旨を記載する。</p> <p>(4) 区保育課による移行までの進行管理 <主な意見(第3回)> ○引継ぎ計画に対する区の進行管理をどのように行うのかが十分に見えない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><修正の方向性(案)> ▶ 引継ぎの状況確認の方法や時期等を記載して、区保育課が責任を持って引継ぎ計画の進行管理を行うことを明確にする。 ▶ 上記に伴い、「進行管理等のイメージ」を修正する。</p>	<p>【看護師】 <Point> ・子ども達の健康管理や園の衛生管理、健康教育を引き継いでもらうことで、看護師としての役割と業務内容を学んでもらいます。 <主な引継ぎ内容> ○2月～3月 ＊子ども一人ひとりの健康状態を把握する(健診記録・基礎疾患・アレルギー等)。 ＊身体測定や健診の流れ(嘱託医への対応)等を引き継ぐ。 ＊健康教育・近隣医療機関の情報・保育の衛生管理について引き継ぐ。</p> <p>【調理員】 <Point> ・食を通して、子ども達の成長・発達を支えていくための役割を学んでもらいます。給食の安全に留意した提供を学んでもらいます。 <主な引継ぎ内容> ○2月～3月 ＊給食の作成手順・アレルギー児への対応・食事配慮の必要な子どもへの対応・調理室内の使用法等・衛生管理について引き継ぐ。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1199 103 1281 207">看護師</td> <td data-bbox="1281 103 1816 207">【保健業務の引継ぎ】 ・保健業務について(園児の健康管理、嘱託医健診、各種健診、保健計画、保健だより、近隣医療機関等)</td> <td data-bbox="1816 103 2016 207"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1199 207 1281 341">調理員</td> <td data-bbox="1281 207 1816 341">【調理業務の引継ぎ】 ・調理業務について(衛生管理、各種帳票、発注、手順、器具、食材の納入業者、行事食、離乳食、アレルギー対応等)</td> <td data-bbox="1816 207 2016 341"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1199 341 1281 549">3月 施設長予定者 主任予定者 保育士</td> <td data-bbox="1281 341 1816 549">【保育の引継ぎ(最終確認)】 ・保育、保育園運営、各種業務について(保育、調理、栄養、保健衛生、環境衛生等) ・新年度準備(在園児保護者への周知事項の確認等) ・職員間で連携し共に日々のクラス運営を行う</td> <td data-bbox="1816 341 2016 549">ひな祭り 卒園を祝う会(卒園式) 5歳児お別れ遠足</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1199 549 1281 623">看護師</td> <td data-bbox="1281 549 1816 623">【保健業務の引継ぎ(最終確認)】 ・園児の健康管理、保健衛生について</td> <td data-bbox="1816 549 2016 623"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1199 623 1281 691">調理員</td> <td data-bbox="1281 623 1816 691">【調理業務の引継ぎ(最終確認)】 ・調理手順、調理室内の器具等の取扱について</td> <td data-bbox="1816 623 2016 691"></td> </tr> </table>	看護師	【保健業務の引継ぎ】 ・保健業務について(園児の健康管理、嘱託医健診、各種健診、保健計画、保健だより、近隣医療機関等)		調理員	【調理業務の引継ぎ】 ・調理業務について(衛生管理、各種帳票、発注、手順、器具、食材の納入業者、行事食、離乳食、アレルギー対応等)		3月 施設長予定者 主任予定者 保育士	【保育の引継ぎ(最終確認)】 ・保育、保育園運営、各種業務について(保育、調理、栄養、保健衛生、環境衛生等) ・新年度準備(在園児保護者への周知事項の確認等) ・職員間で連携し共に日々のクラス運営を行う	ひな祭り 卒園を祝う会(卒園式) 5歳児お別れ遠足	看護師	【保健業務の引継ぎ(最終確認)】 ・園児の健康管理、保健衛生について		調理員	【調理業務の引継ぎ(最終確認)】 ・調理手順、調理室内の器具等の取扱について	
看護師	【保健業務の引継ぎ】 ・保健業務について(園児の健康管理、嘱託医健診、各種健診、保健計画、保健だより、近隣医療機関等)																
調理員	【調理業務の引継ぎ】 ・調理業務について(衛生管理、各種帳票、発注、手順、器具、食材の納入業者、行事食、離乳食、アレルギー対応等)																
3月 施設長予定者 主任予定者 保育士	【保育の引継ぎ(最終確認)】 ・保育、保育園運営、各種業務について(保育、調理、栄養、保健衛生、環境衛生等) ・新年度準備(在園児保護者への周知事項の確認等) ・職員間で連携し共に日々のクラス運営を行う	ひな祭り 卒園を祝う会(卒園式) 5歳児お別れ遠足															
看護師	【保健業務の引継ぎ(最終確認)】 ・園児の健康管理、保健衛生について																
調理員	【調理業務の引継ぎ(最終確認)】 ・調理手順、調理室内の器具等の取扱について																

(2) 保護者へのお知らせ・意見交換
 ○ 本庁保育課、対象園及び運営事業者は、引継ぎの状況について、園だより・クラスだより及び引継ぎだよりの配布等や、引継ぎに入る保育士の写真の掲示を通して、適宜保護者へお知らせします。
 ○ 引継ぎ期間中は、ご意見箱や専用メール窓口等、保護者が気軽に意見を寄せられる仕組みを整えます。保護者から寄せられたご意見は本庁保育課、対象園及び運営事業者間で共有するとともに、回答を保護者に随時フィードバックして、不安や心配事の軽減・解消を図っていきます。
 ○ 必要に応じて、引き継ぎ期間中に保護者と直接意見交換をする場を設けます。

(3) 本庁保育課による移行までの進行管理
 ○ 本庁保育課は、各月における引継ぎ計画の進捗状況を定期的に把握・確認するとともに、その状況に応じて、対象園や運営事業者に対する指導・助言を行います。



<主な意見(第3回)>
 ○「民営化後の区の支援等」に対する区の基本的な考え方をしっかりと記載すべき。

↓

<修正の方向性(案)>
 ▶ 「民営化後の区の支援等」に対する区の基本的な考え方を追記する。

(1) 民営化初年度、(2) 民営化2年度目
<主な意見(第3回)>
 ○巡回相談・指導及び指導検査は、それぞれの目的やチェック項目、実施時期(頻度)等について、より具体的に記載するとよい。
 ○保護者アンケートの内容について、例えば「民営化後の児童の様子」の質問であれば「普段と変わりはしなかった/不安定な方向に)少し変化があった/不安定な方向に)大きな変化があった/嬉しそう方向に)少し変化があった/嬉しそう方向に)大きな変化があった」の5つから選択して回答を求めるなどの工夫が必要。また、民営化までのプロセスや引継ぎ期間、民営化後の満足度、引継ぎ直後の児童の様子、民営化後の生活に児童が慣れてきた時期、民営化後の区の支

6 民営化後の区の支援等

- 区は、民営化園の運営が円滑に行われるよう、民営化後も以下のとおり支援します。

(1) 民営化初年度

- 巡回相談・指導**
 - 区保育課職員が巡回訪問(※)を行い、民営化園に助言・指導します。民営化スタート時の保育を支え、区立保育園から引継いだ保育が円滑に提供されるよう、通常訪問回数(年3～4回)よりも頻度を増やし、重点的に助言・指導していきます。必要に応じて具体的な保育方法のアドバイスを行い、安定した保育が提供されるよう支援します。
 ※巡回訪問: 区保育課に配属された区立保育園園長経験者が区内保育施設を訪問し、園運営に関する豊富な経験に基づいて、直接施設長に助言・指導を行うもの。事前連絡をして訪問する方法と事前連絡をせずに訪問する方法がある。
- 指導検査**
 - 区保育課職員が指導検査(※)を行い、民営化後の運営が適正に行われているか点検します。
 ※指導検査: 子ども・子育て支援法第14条に基づく検査。人員配置・保育環境・財務管理・給食等について立入検査を実施し、法令に照らして不適正な点が認められた場合は、子ども・子育て支援法第39条に基づく改善の勧告・命令等を行う。
- 保護者アンケートの実施**
 - 区は、民営化後の保育内容を確認し、必要な改善点を探るため、民営化への移行後6か月を目安に保護者アンケートを実施します。
 - アンケート結果は区と運営事業者で共有し、課題や改善方法について検討を行います。また、アンケート結果及び事業者の改善方針等は保護者へお知らせします。
 - アンケート内容は、次の内容を基本とします。

6 民営化後の区の支援等

- 民営化後は、運営主体の変更によって子どもと保護者に不安や不利益を与えることなく、区立保育園の保育が継承・発展されるよう、円滑な園運営が図られる必要があります。
- そのため、区は次の基本的な考え方により、責任を持って民営化後の継続した支援に取り組んでいきます。

【民営化後の区の支援等の基本的な考え方】

- 民営化初年度は、4月・5月の2か月間で、区立保育園園長経験者による巡回訪問(※9)を重点的(2～3回)に行うほか、法律に基づく指導検査(※10)や保護者アンケート等に基づく指導・助言を行います。
- 民営化2年度目以降も、区の巡回訪問(年間概ね3～4回実施)や法律に基づく指導検査(原則として2年に1回実施)のほか、園が実施する東京都福祉サービス第三者評価を(民営化2年度目に受審し、以降は3年に1回以上の受審が基本)の受審等を通して、保育の質の維持・向上につなげていきます。
- 民営化後の園運営に関する保護者の不安や心配事については、本庁保育課で随時相談に応じるとともに、必要に応じて運営事業者に対する指導・助言を行っていきます。

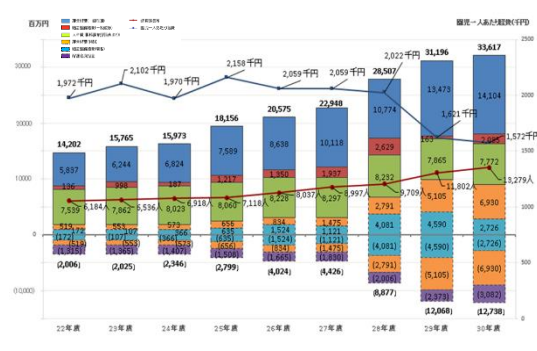
(1) 本庁保育課による巡回訪問・指導検査等

- 巡回訪問**
 - 区内保育施設に対して実施している区立保育園園長経験者が行う巡回訪問の仕組みを活用し、対象園の状況に応じて、民営化後の子どもの様子、保育士の子どもの関わり方等を確認します。巡回訪問時には、必要に応じて具体的な保育方法のアドバイスを行うとともに、課内で情報を共有し、課題・問題の発見、解決に繋げ、より安定した保育が提供されるよう支援します。
 - 民営化スタート時の4月・5月には重点的(2～3回)に訪問し、以降は年3～4回の頻度で訪問します。
- 指導検査**
 - 本庁保育課職員が指導検査を実施し、職員の状況や会計管理等について現地確認及び書類審査を行うことにより、民営化後の園運営が適正に行われているか点検します。
 - 民営化初年度に実施し、以降は2年に1回を原則として実施していきます。

(2) 保護者の声を活かした園運営の改善

- 区による保護者アンケートの実施**
 - 区は、民営化6か月後を目安に、保育内容を確認し、必要な改善点を探るため、次の内容を基本とし、保護者にアンケート調査を実施するとともに、運営事業者(施設長・主任・保育士等)にヒアリングを実施します。
 - アンケート結果は区と運営事業者とで共有し、課題や改善方法について検討を行います。また、アンケート結果及び運営事業者の改善方針等は保護者へお知らせします。

主な意見と修正の方向性	改定素案	修正案																																																																						
<p>援などについても5つの選択肢から回答を求めるようにするとよい。そのほか、民営化して良くなかったと思う点などを自由意見で求める必要がある。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><修正の方向性(案)></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 巡回訪問及び指導検査の目的やチェック項目、実施する時期等について、より具体的に記載する。 ▶ 保護者アンケートの内容は、意見を踏まえ、抜本的に見直す。 ▶ これらに伴い、記載内容を全体的に再調整する。 	<p>【アンケートの内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもの成長・発達をとらえた保育内容になっていると思いますか。 ◆ 遊具・玩具は年齢にあったものが提供されていると思いますか。 ◆ 外遊びの機会は十分で、内容は工夫されたものになっていると思いますか。 ◆ 園で提供される食事・おやつは、工夫されたものになっていると思いますか。 ◆ 行事の日程は参加しやすいように十分配慮がされていると思いますか。 ◆ 園内は清潔で整理された空間になっていると思いますか。 ◆ あなたは、職員の言葉遣いや態度、服装などが適切だと思いますか。 ◆ お子さんがけがをしたり体調が悪くなったりした際の職員の対応は適切だと思いますか。 ◆ 子ども同士のケンカやトラブルがあった場合の職員の対応は適切だと思いますか。 ◆ お子さんの保育内容に関する説明はわかりやすいと思いますか。 ◆ あなたは、職員がお子さんの気持ちを大切にしながら対応してくれていると思いますか。 ◆ 子どもの気持ちや様子、子育てなどについて職員と話したり、相談することができたりするような信頼関係があると思いますか。 ◆ あなたが不満に思ったことや要望を伝えるとき、職員はきちんと対応してくれていると思いますか。 ◆ 民営化をしてよかった点があればお答えください。 	<p>【アンケートの基本的な内容】</p> <p>○日々の保育について：園での活動が子どもの心身の発達に役立つものとなっているかを伺います。 <small>〈質問項目の例〉保育内容・遊具や玩具・外遊びの機会・食事やおやつ・行事等</small></p> <p>○保育士について：保育士の対応が子どもの最善の利益を考慮したものとなっているかを伺います。 <small>〈質問項目の例〉施設内の整理や衛生管理・言葉遣いや態度・けがや体調不良時の対応等</small></p> <p>○保護者への対応について：保護者との信頼関係の醸成や、説明責任が果たされているかを伺います。 <small>〈質問項目の例〉説明のわかりやすさ・相談できる信頼関係・要望や苦情への対応等</small></p> <p>○民営化について：民営化が保護者や子どもへ不利益を与えることなく実施されたかを伺います。 <small>〈質問項目の例〉引継ぎの成果・お子様の様子・民営化して良かった点や改善が必要な点等</small></p>																																																																						
	<p>(2) 民営化2年度目</p> <p>① 巡回相談・指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区保育課職員による巡回訪問は、民営化初年度に実施したアンケート結果や、初年度の巡回訪問で認められた課題等を重点事項として、継続した助言・指導を行い、保育の安定を図ります。 <p>② 指導検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区保育課職員による指導検査は、民営化初年度に実施した以降は、2年に1回を原則として実施していきます。 <p>③ 東京都福祉保育第三者評価の受審</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者が東京都福祉保育第三者評価(※)を受審してもらいます。第三者評価では、専門の評価機関が事業者へのヒアリングや保護者へのアンケート等を通じて、園の運営状況の評価を行います。園はこうした外部からの評価を、園運営の改善に生かしていきます。民営化2年度目に実施した以降は、「東京都における福祉保育第三者評価について(指針)」に基づき、3年に1回以上受審していただきます。 <p>※東京都福祉保育第三者評価：「東京都における福祉保育第三者評価について(指針)」に基づき、第三者の立場から事業評価を実施し、その評価を幅広く利用者や保育園に提供する。それとともに、保育園におけるサービスの質の向上に向けた取組を促すことにより、利用者本位のサービスシステムの構築を行うことを目的とするものである。第三者(東京都福祉サービス評価推進機構の認証を受けた評価機関のうち、保育園サービスの評価を実施することが可能である者)が実施する。受審結果は都ホームページ上で公開される。</p> <p>(3) 継続した支援の取組</p> <p>① 私立・区立保育士に対する合同研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区保育課は私立・区立保育士に対する合同研修を実施します。民営化園の保育士に対しても積極的な参加を促し、保育の専門性の向上の機会を提供します(年間30回程度実施)。専門知識の学びの機会他に「杉並区立保育園保育実践方針」等を活用し、区の方針を十分に理解していただき、日々の保育で実践がされるよう支援していきます。 <p>② 地域の保育施設間での連携促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区立保育園(令和2年4月には7地域に1園ずつ指定する中核園)が開催する地域懇談会では、地域の保育施設間の連携を密にし、情報交換や課題の検討などを行います。中核園が中心となった連携の中で子どもの交流や保育士の学び合いの機会を計画し、保育の質の維持・向上を図ります。 ○ 巡回訪問・指導検査は引き続き行い、区の助言・支援を行って行きます。区保育課職員だけでなく、中核園が日々の保育相談を行い、助言を行います。 	<p>② 東京都福祉サービス第三者評価の受審</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営事業者において、民営化2年度目に東京都福祉サービス第三者評価(※1)を必ず受審するものとします。第三者評価では、専門の評価機関が事業者へのヒアリングや保護者へのアンケート等を通じて、園の運営状況の評価を行います。園はこうした外部からの評価を、園運営の改善に生かしていきます。 ○ 民営化2年度目の受審以降は、「東京都における福祉サービス第三者評価について(指針)」に基づき、3年に1回以上受審するよう区から働きかけていきます。 <p>③ 本庁保育課による相談受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者アンケートや東京都福祉サービス第三者評価等で保護者からの意見をいただく以外にも、運営事業者の保育について、個別に疑問や不安な点がある場合は、本庁保育課で随時ご相談を受け付けます。 <p>(3) 保育の質の維持・向上へ向けたその他の取組</p> <p>① 私立・区立保育士に対する合同研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区は私立・区立保育士に対する合同研修を実施します。民営化園の保育士に対しても積極的な参加を促し、保育の専門性の向上の機会を提供します(年間30回程度実施)。専門知識の学びの機会他に「杉並区立保育園保育実践方針」等を活用し、区の方針を十分に理解していただき、日々の保育で実践されるよう支援していきます。 <p>② 地域の保育施設間での連携促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区は、令和2年4月から新たに7地域に1園ずつ区立保育園を「中核園」(※12)として指定します。「中核園」が実施する取組は、民営化園も対象として、地域懇談会(※13)の開催や、安全対策に関する情報提供(※14)を行うなど、保育内容の向上を図っていきます。 <p>※11:「東京都福祉サービス第三者評価」…第三者(東京都福祉サービス評価推進機構の認証を受けた評価機関のうち、保育園サービスの評価を実施することが可能である者)が実施する評価であり、結果を幅広く利用者や保育園に提供する。それとともに、保育園におけるサービスの質の向上に向けた取組を促すことにより、利用者本位のサービスシステムの構築を行うことを目的とするものである。受審結果は都ホームページ上で公開される</p> <p>※12:「中核園」…7地域の標準生活圏域をベースに地域バランス等を考慮し、当面、令和2年4月に7地域に1園ずつ区立保育園を「中核園」として指定することとし、その後の取組状況を踏まえ、今後の指定拡大を検討する。地域連携の取組における対象施設は、区内の全認可保育所、認可外保育施設(区保育室、区定期利用保育施設、家庭福祉員、家庭福祉員グループ、グループ保育室、認証保育所、企業主導型保育事業所、ベビーホテル)。</p> <p>※13:「地域懇談会」…各保育施設の施設長が参加し、各保育施設が抱える課題の共有や解決に向けた意見交換をする取組。これまで、本庁保育課が年2回開催してきたが、令和2年4月以降は、中核園がコーディネーター役となり各地域において実施し、各地域の保育施設を対象に年4回開催する予定。</p> <p>※14:「安全対策に対する情報提供」…中核園を中心とした情報連絡体制を整備し、中核園から地域の各保育施設に情報の伝達・共有を行う。本庁から発信してきた緊急性の高い情報は、地域における保育施設間の継走連絡により、迅速に各保育施設に知らせる取組。</p>																																																																						
	<p>7 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本ガイドラインは、今後の民営化の進捗状況等に応じて、適宜見直しを行っていくものとします。 	<p>【民営化後の区の支援等における基本的なスケジュール】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主な内容</th> <th colspan="4">民営化初年度</th> <th rowspan="2">民営化2年度目以降</th> </tr> <tr> <th>4・5月</th> <th>6～9月</th> <th>10～12月</th> <th>1～3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 本庁保育課による相談・助言等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①巡回訪問</td> <td colspan="4">民営化初年度の4・5月は2～3回訪問し、それ以降は年3～4回の頻度で実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②指導検査</td> <td colspan="4">民営化初年度に実施</td> <td>2年に1回を原則として実施</td> </tr> <tr> <td>(2) 保護者の声を活かした園運営の改善</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①区による保護者アンケートの実施</td> <td colspan="4">※区による保護者アンケート以外にも、園によるアンケートを随時実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②東京都福祉サービス第三者評価の実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2年度目に受審し、以降は3年に1回以上受審</td> </tr> <tr> <td>③本庁保育課による相談窓口</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 保育の質の維持・向上へ向けたその他の取組</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①私立・区立保育士に対する合同研修の実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②地域の保育施設間での連携促進</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>7 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本ガイドラインは、今後の民営化の進捗状況等に応じて、適宜見直しを行っていくものとします。 	主な内容	民営化初年度				民営化2年度目以降	4・5月	6～9月	10～12月	1～3月	(1) 本庁保育課による相談・助言等						①巡回訪問	民営化初年度の4・5月は2～3回訪問し、それ以降は年3～4回の頻度で実施					②指導検査	民営化初年度に実施				2年に1回を原則として実施	(2) 保護者の声を活かした園運営の改善						①区による保護者アンケートの実施	※区による保護者アンケート以外にも、園によるアンケートを随時実施					②東京都福祉サービス第三者評価の実施					2年度目に受審し、以降は3年に1回以上受審	③本庁保育課による相談窓口						(3) 保育の質の維持・向上へ向けたその他の取組						①私立・区立保育士に対する合同研修の実施						②地域の保育施設間での連携促進					
主な内容	民営化初年度				民営化2年度目以降																																																																			
	4・5月	6～9月	10～12月	1～3月																																																																				
(1) 本庁保育課による相談・助言等																																																																								
①巡回訪問	民営化初年度の4・5月は2～3回訪問し、それ以降は年3～4回の頻度で実施																																																																							
②指導検査	民営化初年度に実施				2年に1回を原則として実施																																																																			
(2) 保護者の声を活かした園運営の改善																																																																								
①区による保護者アンケートの実施	※区による保護者アンケート以外にも、園によるアンケートを随時実施																																																																							
②東京都福祉サービス第三者評価の実施					2年度目に受審し、以降は3年に1回以上受審																																																																			
③本庁保育課による相談窓口																																																																								
(3) 保育の質の維持・向上へ向けたその他の取組																																																																								
①私立・区立保育士に対する合同研修の実施																																																																								
②地域の保育施設間での連携促進																																																																								

主な意見と修正の方向性	改定素案	修正案																																																																																											
	<p>○巻末資料</p>	<p>【巻末資料】</p> <p>1 民営化の必要性 ※巻末資料内の数値等のデータは、令和2年〇月時点のものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区は、保護者のニーズを踏まえて、認可保育所を核とした施設整備のほか、障害児保育など多様な保育の充実に継続的に取り組んでいます。保育環境の整備が進む一方、保育関連経費が急増している状況にあり、行財政改革の観点から保育水準の維持・向上を図りつつ行政コストを縮減していくことが求められています。 ○ そのためには、一定数の区立保育園を計画的に民営化するなど、民間事業者の特長を活かした効率的・効果的な施設の整備・運営を行う必要があります。 <p>≪参考1≫保育関連経費の推移</p>  <p>【グラフ・凡例の説明】 上に示したグラフは、平成22年度から平成30年度の保育関連経費の推移を表したものであり、〇のラインより上部分は区の歳出、下部分は区の歳入を示しています。なお、運営経費(特財)・施設整備経費(特財)については区の歳出分が、国や都から補助金として区に支払われる(歳入となる)ことから、歳出・歳入の両方に計上されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営経費(一般財源) : 保育所運営に係る経費のうち、その財源が特別区税(使途の限定されていない)等の歳入によるもの。 ・施設整備経費(一般財源) : 保育施設整備に係る経費のうち、特別区税(使途の限定されていない)等の歳入によるもの。 ・人件費 : 保育事業のうち子供園、幼稚園関連を除く常勤、再任用、非常勤職員の人件費の合計。 ・運営経費(特財) : 保育所運営に係る経費のうち、その財源が国や都からの補助金(使途が限定されている)等の歳入によるもの。 ・施設整備経費(特財) : 保育施設整備に係る経費のうち、その財源が国や都からの補助金(使途が限定されている)等の歳入によるもの。 ・保護者負担金 : 区立保育園と私立保育園に係る保育料の合計。 ・保育定員数 : 認可保育所(小規模保育事業を含む)、東京都認証保育所、区保育室、グループ保育室、家庭福祉員、区立子供園(長時間保育)、私立幼稚園預かり保育の保育定員数。 ・園児一人当たり経費 : 保育園運営に当たり、園児一人当たりにかかる経費。 <p>【解説】 区の実質的な負担額(差引一般財源。歳出から歳入を減じた額)は、平成22年度の12.196百万円から平成30年度には20.879百万円となっています。</p> <p>≪参考2≫民営化による運営費比較 区立(公設公営・公設民営(指定管理者)共)保育園の運営費は全額区の単独負担である一方、私立(民設民営)保育園は、国及び都から運営費補助があります。これにより、定員100名規模の区立(公設公営)保育園と私立(民設民営)保育園とで比較すると、年間当たり約96.000千円の財政効果があります。(年間)</p> <table border="1" data-bbox="1207 1202 2005 1335"> <thead> <tr> <th></th> <th>区立(公設公営)</th> <th>区立(公設民営(指定管理者))</th> <th>私立(民設民営)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園児一人当たり差引行政コスト純額※</td> <td>2,120千円</td> <td>1,757千円</td> <td>1,158千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成29年度『杉並区個別外部監査報告書「保育事業」』第3章_1_(3)から抜粋】 ※「園児一人当たりの差引行政コスト純額」は園を運営する経費ではなく、区の負担額を示しています。私立保育園が園児1人にかかる費用が少ないというわけではありません。</p> <p>2 民営化の取組経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区がこれまでに実施してきた民営化の取組と、今後の実施予定は下表のとおりです。なお、令和7年度以降の民営化の取組については、保育需要や財政状況も踏まえて、令和4年度までに決定していきます。 ○ これまでの民営化対象園については、保育行政を取り巻く状況を踏まえて、施設の建替や大規模修繕に合わせる、比較的施設が新しい園をそのまま活用する等、個別に決定してきました。 <p>【区立保育園の民営化等の取組】</p> <table border="1" data-bbox="1207 1691 2005 2418"> <thead> <tr> <th>民営化の年度</th> <th>園名</th> <th>民営化の手法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年度</td> <td>高井戸保育園</td> <td>公設民営(指定管理者)化(※1)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">≪平成17年度「保育サービスのあり方検討部会」の報告に基づく取組(10園)≫</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>高円寺北保育園</td> <td>公設民営(指定管理者)化</td> </tr> <tr> <td></td> <td>荻窪北保育園</td> <td>公設民営(指定管理者)化</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>高円寺南保育園</td> <td>公設民営(指定管理者)化</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>堀ノ内東保育園</td> <td>公設民営(指定管理者)化</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成28年度</td> <td>下高井戸保育園</td> <td>公設民営(指定管理者)化</td> </tr> <tr> <td>西田保育園</td> <td>・民設民営化(近隣私立認可保育所)(※2) ・令和元年度末までに段階的廃止予定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成29年度</td> <td>上高井戸保育園</td> <td>平成25年度休園(7月~) →平成29年度公設民営(指定管理者)化</td> </tr> <tr> <td>馬橋保育園</td> <td>平成29年度委託→平成30年度民設民営化</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>上井草保育園</td> <td>平成30年度委託(4月~)、民設民営化(7月~)</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>杉並保育園</td> <td>民設民営化</td> </tr> <tr> <td colspan="3">≪平成29年度「保育のあり方検討部会」の報告に基づく取組(6園)≫</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和2年度</td> <td>井荻保育園</td> <td>民設民営化予定</td> </tr> <tr> <td>中瀬保育園</td> <td>民設民営化予定</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(以降は平成30年度に行革本部において決定した民営化年度・対象園(今後、計画化予定))</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>荻窪保育園</td> <td>民設民営化予定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和5年度</td> <td>大宮保育園</td> <td>民設民営化予定</td> </tr> <tr> <td>天沼保育園</td> <td>民設民営化予定</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>永福北保育園</td> <td>民設民営化予定</td> </tr> <tr> <td colspan="3">≪指定管理者制度を導入している区立保育園の私立保育園への転換の取組≫</td> </tr> <tr> <th>民営化の年度</th> <th>園名</th> <th>民営化の手法</th> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>下高井戸保育園</td> <td>民設民営化予定</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">令和4年度</td> <td>高円寺南保育園</td> <td>民設民営化予定</td> </tr> <tr> <td>荻窪北保育園</td> <td>民設民営化予定</td> </tr> <tr> <td>高円寺北保育園</td> <td>民設民営化予定</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>上高井戸保育園</td> <td>民設民営化予定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和7年度</td> <td>高井戸保育園</td> <td>民設民営化予定</td> </tr> <tr> <td>堀ノ内東保育園</td> <td>民設民営化予定</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：保育所の設置主体は区のまま、運営主体を民間事業者へ転換するものです。 ※2：保育所の設置(届出)及び運営主体とも民間事業者へ転換するものです。 (本ガイドライン:17ページ「巻末資料4-①『区立(公設公営・公設民営(指定管理者))保育園と私立(民設民営)保育園の違い』を参照。)</p>		区立(公設公営)	区立(公設民営(指定管理者))	私立(民設民営)	園児一人当たり差引行政コスト純額※	2,120千円	1,757千円	1,158千円	民営化の年度	園名	民営化の手法	平成16年度	高井戸保育園	公設民営(指定管理者)化(※1)	≪平成17年度「保育サービスのあり方検討部会」の報告に基づく取組(10園)≫			平成18年度	高円寺北保育園	公設民営(指定管理者)化		荻窪北保育園	公設民営(指定管理者)化	平成21年度	高円寺南保育園	公設民営(指定管理者)化	平成26年度	堀ノ内東保育園	公設民営(指定管理者)化	平成28年度	下高井戸保育園	公設民営(指定管理者)化	西田保育園	・民設民営化(近隣私立認可保育所)(※2) ・令和元年度末までに段階的廃止予定	平成29年度	上高井戸保育園	平成25年度休園(7月~) →平成29年度公設民営(指定管理者)化	馬橋保育園	平成29年度委託→平成30年度民設民営化	平成30年度	上井草保育園	平成30年度委託(4月~)、民設民営化(7月~)	令和元年度	杉並保育園	民設民営化	≪平成29年度「保育のあり方検討部会」の報告に基づく取組(6園)≫			令和2年度	井荻保育園	民設民営化予定	中瀬保育園	民設民営化予定	(以降は平成30年度に行革本部において決定した民営化年度・対象園(今後、計画化予定))			令和4年度	荻窪保育園	民設民営化予定	令和5年度	大宮保育園	民設民営化予定	天沼保育園	民設民営化予定	令和6年度	永福北保育園	民設民営化予定	≪指定管理者制度を導入している区立保育園の私立保育園への転換の取組≫			民営化の年度	園名	民営化の手法	令和3年度	下高井戸保育園	民設民営化予定	令和4年度	高円寺南保育園	民設民営化予定	荻窪北保育園	民設民営化予定	高円寺北保育園	民設民営化予定	令和6年度	上高井戸保育園	民設民営化予定	令和7年度	高井戸保育園	民設民営化予定	堀ノ内東保育園	民設民営化予定
	区立(公設公営)	区立(公設民営(指定管理者))	私立(民設民営)																																																																																										
園児一人当たり差引行政コスト純額※	2,120千円	1,757千円	1,158千円																																																																																										
民営化の年度	園名	民営化の手法																																																																																											
平成16年度	高井戸保育園	公設民営(指定管理者)化(※1)																																																																																											
≪平成17年度「保育サービスのあり方検討部会」の報告に基づく取組(10園)≫																																																																																													
平成18年度	高円寺北保育園	公設民営(指定管理者)化																																																																																											
	荻窪北保育園	公設民営(指定管理者)化																																																																																											
平成21年度	高円寺南保育園	公設民営(指定管理者)化																																																																																											
平成26年度	堀ノ内東保育園	公設民営(指定管理者)化																																																																																											
平成28年度	下高井戸保育園	公設民営(指定管理者)化																																																																																											
	西田保育園	・民設民営化(近隣私立認可保育所)(※2) ・令和元年度末までに段階的廃止予定																																																																																											
平成29年度	上高井戸保育園	平成25年度休園(7月~) →平成29年度公設民営(指定管理者)化																																																																																											
	馬橋保育園	平成29年度委託→平成30年度民設民営化																																																																																											
平成30年度	上井草保育園	平成30年度委託(4月~)、民設民営化(7月~)																																																																																											
令和元年度	杉並保育園	民設民営化																																																																																											
≪平成29年度「保育のあり方検討部会」の報告に基づく取組(6園)≫																																																																																													
令和2年度	井荻保育園	民設民営化予定																																																																																											
	中瀬保育園	民設民営化予定																																																																																											
(以降は平成30年度に行革本部において決定した民営化年度・対象園(今後、計画化予定))																																																																																													
令和4年度	荻窪保育園	民設民営化予定																																																																																											
令和5年度	大宮保育園	民設民営化予定																																																																																											
	天沼保育園	民設民営化予定																																																																																											
令和6年度	永福北保育園	民設民営化予定																																																																																											
≪指定管理者制度を導入している区立保育園の私立保育園への転換の取組≫																																																																																													
民営化の年度	園名	民営化の手法																																																																																											
令和3年度	下高井戸保育園	民設民営化予定																																																																																											
令和4年度	高円寺南保育園	民設民営化予定																																																																																											
	荻窪北保育園	民設民営化予定																																																																																											
	高円寺北保育園	民設民営化予定																																																																																											
令和6年度	上高井戸保育園	民設民営化予定																																																																																											
令和7年度	高井戸保育園	民設民営化予定																																																																																											
	堀ノ内東保育園	民設民営化予定																																																																																											

主な意見と修正の方向性	改定素案	修正案																																																																																																																
	<p>【民営化後の主な変更点等】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 民営化後の保育園の位置付け <ul style="list-style-type: none"> ・民営化後は、これまでの区立保育園の保育を基本的に継承しながら保育を提供します。 ② 保育目標・保育方針等 <ul style="list-style-type: none"> ・運営事業者は現在の保育目標・保育方針や「杉並区立保育園保育実践方針」を尊重します。また、民営化前の保育内容を継承し、保護者や子どもが安心して保育園に通い続けられるように、運営事業者は区(保育課・当該園)と協議の上、引継ぎ体制等を盛り込んだ移行計画を定めます。 ③ 入園の手續及び利用調整 <ul style="list-style-type: none"> ・民営化前と民営化後とで変更はありません。どちらも区に手續をします。手續の方法や、入園の要件及び利用調整方法などについても同様です。 ④ 特別な配慮を要する児童に対する対応 <ul style="list-style-type: none"> ・心身に障害があるなど特別な配慮の必要な児童に対する対応は、民営化前と同様です。民営化後もこれまでと同様の保育を提供します。 ⑤ 保育料・延長保育料 <ul style="list-style-type: none"> ・保育料の算定方法に変更はありません。但し、延長保育料は区立保育園の料金を参考に運営事業者が決定し、徴収する方式に変更となります。 ⑥ 開所時間・延長保育時間 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に現在の区立保育園の開所時間・延長保育時間を引き継ぎます。民営化後の運営事業者の方針によっては、現在の開所時間・延長保育時間が拡大される可能性があります。 ⑦ 行事 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に現在の区立保育園の行事を引き継ぎます。民営化後の運営において、新しい行事を取り入れる場合には、事前に、運営事業者から保護者に対して具体的かつ丁寧に説明し、理解・協力を得た上で取り入れていきます。 ⑧ その他(持ち物・登降園の方法等) <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に現在の区立保育園の内容を引き継ぎます。民営化後の運営において、変更する場合には、事前に運営事業者から保護者に対して具体的かつ丁寧に説明し、理解・協力を得た上で取り入れられます。 ⑨ 地域社会との関わり及び子育て関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・各地域の小学校や地元町会等との交流などの地域社会との関わりは、民営化後も同様に続けていきます。 ・「地域社会との関わり」の具体例は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・また、民営化後もこども発達センターや保健センター、子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、障害児や要保護児童(虐待又は虐待の疑いがある家庭)への支援を引き続き行っていきます。 <p>⑩ その他</p> <p>ア 区立(公設公営・公設民営(指定管理者))保育園と私立(民設民営)保育園の違い</p> <p>○区立保育園の民営化(民設民営化)は、保育所の設置及び運営主体ともに民間事業者に転換するものです。民間事業者が設置・運営する保育園として、東京都に届出申請を行います(民間事業者が新たに東京都知事から認可を取得します)。</p> <table border="1" data-bbox="388 1573 1186 1706"> <thead> <tr> <th></th> <th>区立(公設公営)</th> <th>区立(公設民営(指定管理者))</th> <th>私立(民設民営)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育所の設置(設置主体)※</td> <td>区</td> <td>区</td> <td>民間事業者</td> </tr> <tr> <td>運営主体</td> <td></td> <td>民間事業者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※設置主体とは、児童福祉法第35条第3項(公設公営)・第4項(民設民営)に基づき、東京都知事の認可を得て保育所を設置するものを指します。</p> <p>イ 土地及び建物の権利関係並びに施設及び設備の維持管理等(修繕等)</p> <p>○ 土地及び建物の権利関係</p> <table border="1" data-bbox="388 1825 1186 2715"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主な類型</th> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="2">所有権</th> </tr> <tr> <th>土地</th> <th>建物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区有地活用型</td> <td>○運営事業者は、区有地を借り受ける。借り受けた土地に園舎を整備する。</td> <td>区</td> <td>民間事業者</td> </tr> <tr> <td>区有建物活用型</td> <td>○運営事業者は、区有地及び区有建物を借り受ける。</td> <td>区</td> <td>区</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 施設及び設備の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区有地活用型の場合、園舎に係る施設及び設備の維持管理等は、全て運営事業者の負担となります。 ・区有建物活用型の場合、園舎に係る施設及び設備の維持管理等の負担区分については、区と事業者の協議による賃貸借契約の結果、決定します。 		区立(公設公営)	区立(公設民営(指定管理者))	私立(民設民営)	保育所の設置(設置主体)※	区	区	民間事業者	運営主体		民間事業者		主な類型	内容	所有権		土地	建物	区有地活用型	○運営事業者は、区有地を借り受ける。借り受けた土地に園舎を整備する。	区	民間事業者	区有建物活用型	○運営事業者は、区有地及び区有建物を借り受ける。	区	区	<p>3 民営化後の主な変更点</p> <table border="1" data-bbox="1207 133 2026 1706"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>種別</th> <th>項目</th> <th>民営化前</th> <th>民営化後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>保育について</td> <td></td> <td></td> <td>・民営化後も、これまでの区立保育園の保育を基本的に継承しながら保育を提供します。 ・民営化後も、民営化前の保育内容を継承し、保護者や子どもが安心して保育園に通い続けられるように、運営事業者は区(保育課・対象園)と協議の上、引継ぎ体制等を盛り込んだ移行計画を定めます。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>保育目標</td> <td>保育方針等</td> <td></td> <td>・「杉並区立保育園保育実践方針」や対象園の保育目標・保育方針を尊重の上、決定します。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>入園に関する手續及び利用可否の決定</td> <td></td> <td></td> <td>・区に保育施設利用申請し、利用調整を経て入所内定者を決定します。 ・その後、園での健康診断及び面接を経て利用可否を決定します。 ・民営化後も手續の方法や、入園の要件及び利用調整方法、利用可否の決定についても変更はありません。</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>特別な配慮を要する児童に対する対応</td> <td></td> <td></td> <td>・心身に障害があるなど特別な配慮の必要な児童に対する対応は、民営化後も同様です。民営化後も民営化前と同様の保育を提供します。</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>開所時間</td> <td></td> <td>【保育標準時間】 7時30分～18時30分 【保育短時間】 9時00分～17時00分</td> <td>・基本的に現在の区立保育園の開所時間・延長保育時間を引き継ぎます。 ・民営化後の運営事業者の方針によっては、現在の開所時間・延長保育時間が拡大される可能性があります。</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>延長保育</td> <td></td> <td>【月ぎめ延長保育】 ・対象：標準時間(11時間)認定かつ1か月に10日以上延長保育を必要とする満1歳以上の児童 ・時間：18時30分～19時30分 【延長スポット保育】 ・対象：満1歳以上の児童 ・時間：(i)前延長(短時間認定のみ) 7時30分～9時00分 (ii)後延長(短時間認定のみ) 17時00分～18時30分 (iii)延長保育 18時30分～19時30分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>保育料(※)</td> <td></td> <td></td> <td>・世帯の区民税所得割額の合計額に基づく階層、クラス年齢、及び保育必要量に応じて金額を算定します。 ・口座振替又は納付書により区に納付していただきます。 ・民営化後も保育料の算定方法・納付方法に変更はありません。</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>延長保育料</td> <td></td> <td>【月ぎめ延長保育】 ・世帯の区民税所得割額の合計額に基づく階層、クラス年齢に応じて金額を算定(保育料とは別に費用負担) 【延長スポット保育】 ・1回につき500円</td> <td>・延長保育料は区立保育園の料金を参考に運営事業者が決定し、徴収する方式に変更となります。</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>行事</td> <td></td> <td></td> <td>・基本的に現在の区立保育園の行事を引き継ぎます。 ・民営化後の運営において、新しい行事を取り入れる場合には、事前に、運営事業者から保護者に対して具体的かつ丁寧に説明し、理解・協力を得た上で取り入れていきます。</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>持ち物</td> <td></td> <td></td> <td>・基本的に現在の区立保育園の持ち物を引き継ぎます。 ・民営化後の運営において、変更する場合には、事前に運営事業者から保護者に対して具体的かつ丁寧に説明し、理解・協力を得た上で取り入れられます。</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>地域社会との関わり及び子育て関係期間との連携</td> <td></td> <td></td> <td>・各地域の小学校や地元町会等との交流などの地域社会との関わりは、民営化後も同様に続けていきます。 ・「地域社会との関わり」の具体例は以下のとおりです。</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・また、民営化後もこども発達センターや保健センター、子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、障害児や要保護児童(虐待又は虐待の疑いがある家庭)への支援を引き続き行っていきます。 <p>※3～5歳児及び住民税非課税世帯の0～2歳児に対する保育料は無償。</p> <p>4 民営化後の保育園の位置付け等</p> <p>① 区立(公設公営・公設民営(指定管理者))保育園と私立(民設民営)保育園の違い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区立保育園の民営化(民設民営化)は、保育所の設置及び運営主体ともに民間事業者に転換するものです。民間事業者が設置・運営する保育園として、東京都に届出申請を行います(民間事業者が新たに東京都知事から認可を取得します)。 <table border="1" data-bbox="1207 1914 2026 2033"> <thead> <tr> <th></th> <th>区立(公設公営)</th> <th>区立(公設民営(指定管理者))</th> <th>私立(民設民営)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育所の設置(設置主体)※</td> <td>区</td> <td>区</td> <td>民間事業者</td> </tr> <tr> <td>運営主体</td> <td></td> <td>民間事業者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 土地及び建物の権利関係並びに施設及び設備の維持管理等(修繕等)</p> <p>○ 土地及び建物の権利関係</p> <table border="1" data-bbox="1207 2077 2026 2760"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主な類型</th> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="2">所有権</th> </tr> <tr> <th>土地</th> <th>建物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区有地活用型</td> <td>○運営事業者は、区有地を借り受ける。借り受けた土地に園舎を整備する。</td> <td>区</td> <td>民間事業者</td> </tr> <tr> <td>区有建物活用型</td> <td>○運営事業者は、区有地及び区有建物を借り受ける。</td> <td>区</td> <td>区</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 施設及び設備の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区有地活用型の場合、園舎に係る施設及び設備の維持管理等は、全て運営事業者の負担となります。 ・区有建物活用型の場合、園舎に係る施設及び設備の維持管理等の負担区分については、区と運営事業者の協議による賃貸借契約の結果、決定します。 	No.	種別	項目	民営化前	民営化後	①	保育について			・民営化後も、これまでの区立保育園の保育を基本的に継承しながら保育を提供します。 ・民営化後も、民営化前の保育内容を継承し、保護者や子どもが安心して保育園に通い続けられるように、運営事業者は区(保育課・対象園)と協議の上、引継ぎ体制等を盛り込んだ移行計画を定めます。	②	保育目標	保育方針等		・「杉並区立保育園保育実践方針」や対象園の保育目標・保育方針を尊重の上、決定します。	③	入園に関する手續及び利用可否の決定			・区に保育施設利用申請し、利用調整を経て入所内定者を決定します。 ・その後、園での健康診断及び面接を経て利用可否を決定します。 ・民営化後も手續の方法や、入園の要件及び利用調整方法、利用可否の決定についても変更はありません。	④	特別な配慮を要する児童に対する対応			・心身に障害があるなど特別な配慮の必要な児童に対する対応は、民営化後も同様です。民営化後も民営化前と同様の保育を提供します。	⑤	開所時間		【保育標準時間】 7時30分～18時30分 【保育短時間】 9時00分～17時00分	・基本的に現在の区立保育園の開所時間・延長保育時間を引き継ぎます。 ・民営化後の運営事業者の方針によっては、現在の開所時間・延長保育時間が拡大される可能性があります。	⑥	延長保育		【月ぎめ延長保育】 ・対象：標準時間(11時間)認定かつ1か月に10日以上延長保育を必要とする満1歳以上の児童 ・時間：18時30分～19時30分 【延長スポット保育】 ・対象：満1歳以上の児童 ・時間：(i)前延長(短時間認定のみ) 7時30分～9時00分 (ii)後延長(短時間認定のみ) 17時00分～18時30分 (iii)延長保育 18時30分～19時30分		⑦	保育料(※)			・世帯の区民税所得割額の合計額に基づく階層、クラス年齢、及び保育必要量に応じて金額を算定します。 ・口座振替又は納付書により区に納付していただきます。 ・民営化後も保育料の算定方法・納付方法に変更はありません。	⑧	延長保育料		【月ぎめ延長保育】 ・世帯の区民税所得割額の合計額に基づく階層、クラス年齢に応じて金額を算定(保育料とは別に費用負担) 【延長スポット保育】 ・1回につき500円	・延長保育料は区立保育園の料金を参考に運営事業者が決定し、徴収する方式に変更となります。	⑨	行事			・基本的に現在の区立保育園の行事を引き継ぎます。 ・民営化後の運営において、新しい行事を取り入れる場合には、事前に、運営事業者から保護者に対して具体的かつ丁寧に説明し、理解・協力を得た上で取り入れていきます。	⑩	持ち物			・基本的に現在の区立保育園の持ち物を引き継ぎます。 ・民営化後の運営において、変更する場合には、事前に運営事業者から保護者に対して具体的かつ丁寧に説明し、理解・協力を得た上で取り入れられます。	⑪	地域社会との関わり及び子育て関係期間との連携			・各地域の小学校や地元町会等との交流などの地域社会との関わりは、民営化後も同様に続けていきます。 ・「地域社会との関わり」の具体例は以下のとおりです。		区立(公設公営)	区立(公設民営(指定管理者))	私立(民設民営)	保育所の設置(設置主体)※	区	区	民間事業者	運営主体		民間事業者		主な類型	内容	所有権		土地	建物	区有地活用型	○運営事業者は、区有地を借り受ける。借り受けた土地に園舎を整備する。	区	民間事業者	区有建物活用型	○運営事業者は、区有地及び区有建物を借り受ける。	区	区
	区立(公設公営)	区立(公設民営(指定管理者))	私立(民設民営)																																																																																																															
保育所の設置(設置主体)※	区	区	民間事業者																																																																																																															
運営主体		民間事業者																																																																																																																
主な類型	内容	所有権																																																																																																																
		土地	建物																																																																																																															
区有地活用型	○運営事業者は、区有地を借り受ける。借り受けた土地に園舎を整備する。	区	民間事業者																																																																																																															
区有建物活用型	○運営事業者は、区有地及び区有建物を借り受ける。	区	区																																																																																																															
No.	種別	項目	民営化前	民営化後																																																																																																														
①	保育について			・民営化後も、これまでの区立保育園の保育を基本的に継承しながら保育を提供します。 ・民営化後も、民営化前の保育内容を継承し、保護者や子どもが安心して保育園に通い続けられるように、運営事業者は区(保育課・対象園)と協議の上、引継ぎ体制等を盛り込んだ移行計画を定めます。																																																																																																														
②	保育目標	保育方針等		・「杉並区立保育園保育実践方針」や対象園の保育目標・保育方針を尊重の上、決定します。																																																																																																														
③	入園に関する手續及び利用可否の決定			・区に保育施設利用申請し、利用調整を経て入所内定者を決定します。 ・その後、園での健康診断及び面接を経て利用可否を決定します。 ・民営化後も手續の方法や、入園の要件及び利用調整方法、利用可否の決定についても変更はありません。																																																																																																														
④	特別な配慮を要する児童に対する対応			・心身に障害があるなど特別な配慮の必要な児童に対する対応は、民営化後も同様です。民営化後も民営化前と同様の保育を提供します。																																																																																																														
⑤	開所時間		【保育標準時間】 7時30分～18時30分 【保育短時間】 9時00分～17時00分	・基本的に現在の区立保育園の開所時間・延長保育時間を引き継ぎます。 ・民営化後の運営事業者の方針によっては、現在の開所時間・延長保育時間が拡大される可能性があります。																																																																																																														
⑥	延長保育		【月ぎめ延長保育】 ・対象：標準時間(11時間)認定かつ1か月に10日以上延長保育を必要とする満1歳以上の児童 ・時間：18時30分～19時30分 【延長スポット保育】 ・対象：満1歳以上の児童 ・時間：(i)前延長(短時間認定のみ) 7時30分～9時00分 (ii)後延長(短時間認定のみ) 17時00分～18時30分 (iii)延長保育 18時30分～19時30分																																																																																																															
⑦	保育料(※)			・世帯の区民税所得割額の合計額に基づく階層、クラス年齢、及び保育必要量に応じて金額を算定します。 ・口座振替又は納付書により区に納付していただきます。 ・民営化後も保育料の算定方法・納付方法に変更はありません。																																																																																																														
⑧	延長保育料		【月ぎめ延長保育】 ・世帯の区民税所得割額の合計額に基づく階層、クラス年齢に応じて金額を算定(保育料とは別に費用負担) 【延長スポット保育】 ・1回につき500円	・延長保育料は区立保育園の料金を参考に運営事業者が決定し、徴収する方式に変更となります。																																																																																																														
⑨	行事			・基本的に現在の区立保育園の行事を引き継ぎます。 ・民営化後の運営において、新しい行事を取り入れる場合には、事前に、運営事業者から保護者に対して具体的かつ丁寧に説明し、理解・協力を得た上で取り入れていきます。																																																																																																														
⑩	持ち物			・基本的に現在の区立保育園の持ち物を引き継ぎます。 ・民営化後の運営において、変更する場合には、事前に運営事業者から保護者に対して具体的かつ丁寧に説明し、理解・協力を得た上で取り入れられます。																																																																																																														
⑪	地域社会との関わり及び子育て関係期間との連携			・各地域の小学校や地元町会等との交流などの地域社会との関わりは、民営化後も同様に続けていきます。 ・「地域社会との関わり」の具体例は以下のとおりです。																																																																																																														
	区立(公設公営)	区立(公設民営(指定管理者))	私立(民設民営)																																																																																																															
保育所の設置(設置主体)※	区	区	民間事業者																																																																																																															
運営主体		民間事業者																																																																																																																
主な類型	内容	所有権																																																																																																																
		土地	建物																																																																																																															
区有地活用型	○運営事業者は、区有地を借り受ける。借り受けた土地に園舎を整備する。	区	民間事業者																																																																																																															
区有建物活用型	○運営事業者は、区有地及び区有建物を借り受ける。	区	区																																																																																																															